

官報

号外

平成十二年十月十九日

○第一百五十回 参議院会議録第四号

平成十二年十月十九日(木曜日)
午前十時一分開議

○議事日程 第四号

平成十二年十月十九日
午前十時開議
第一 議長辞任の件

○今日の会議に付した案件

- 一、新議員の紹介
- 一、日程第一
- 一、議長の選挙
- 一、この際、休憩することの動議(金田勝年君提出)
- 一、議長不信任決議案(久保巨君外三名発議)(委員会審査省略要求事件)
- 一、この際、日程に追加して公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とすることの動議(森山裕君提出)
- 一、公職選挙法の一部を改正する法律案(片山虎之助君外四名発議)

○副議長(菅野久光君) これより会議を開きます。

この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。
議席第三十三番、比例代表選出議員、清水達雄君。

平成十二年十月十九日 参議院会議録第四号

(清水達雄君起立、拍手)

○副議長(菅野久光君) 議長は、本院規則第三十条の規定により、清水達雄君を国土・環境委員に指名いたします。

○副議長(菅野久光君) 日程第一 議長辞任の件
昨十八日、議長齋藤十朗君から辞任願が提出されました。

・辞表を参事に朗読させます。

(参事朗読)

辞職願

私儀、

今般、議長の権威保つこと叶わず、議長の職を辞することいたします。

平成十二年十月十八日

齋藤 十朗

参議院副議長 菅野 久光殿

○副議長(菅野久光君) 議長の辞任を許可することとに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(菅野久光君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○副議長(菅野久光君) これより議長の選挙を行います。

投票は無名投票でございます。議席に配付してございます白色の無名投票用紙に被選挙人の氏名

を記入して、白色の木札の名刺とともに、御登壇の上、御投票を願います。

氏名点呼を行います。

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○副議長(菅野久光君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

(投票箱閉鎖)

○副議長(菅野久光君) これより開票いたします。投票を参事に点検させます。

(参事投票及び名刺を計算、投票を点検)

○副議長(菅野久光君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九票

名刺の数もこれと符合いたしております。

本投票の過半数は百二十票でございます。

井上裕君

二百二十二票

(拍手)

田名部匡省君

七票

佐藤道夫君

一票

白票

九票

よって、井上裕君が議長に当選せられました。

(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

(参事 議長井上裕君を演壇に導く)

○副議長(菅野久光君) ただいま議長に当選せられました井上裕君を御紹介いたします。

(拍手)

○井上裕君 一言、あいさつ申し上げます。

ただいま、皆様の御推挙によりまして、図らずも私が第二十三代参議院議長の職につくこととなりました。

まことに身に余る光栄であり、同時にその職責の重さに身の引き締まる思いがいたします。

微力ではございますが、国民主権の原則を大切に

にしながら、公正無私を旨として、議院の正常かつ円満な運営を図り、もって本院の権威の高揚と使命達成のため、全力を尽くす覚悟でございます。

何とぞ皆様方の一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

ありがとうございます。 (拍手)

(議長井上裕君議長席に着く)

○議長(井上裕君) しばらくそのままお待ちください。ただいま理事が協議中でございますので、しばらくお待ちください。

金田勝年君から、賛成者を得て、この際、休憩することの動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(井上裕君) 過半数と認めます。よって、本動議は可決されました。(拍手)

これにて休憩いたします。

午前十時三十三分休憩

午後二時三十一分開議

○議長(井上裕君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。(発言する者多し)

暫時休憩いたします。

午後二時三十三分休憩

午後三時四十九分開議

○副議長(菅野久光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

久保巨君外三名から、委員会審査省略要求書を

新議員の紹介 議長辞任の件 議長の選挙 議長就任のあいさつ この際、休憩することの動議 議事日程追加の件 議長不信任決議案

付して、議長不信任決議案が提出されました。
お諮りいたします。

議長不信任決議案は、発議者要求のとおり委員
会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とす
ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(菅野久光君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。久保巨
君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔久保巨君登壇、拍手〕

○久保巨君 私は、民主党・新緑風会、日本共産
党、社会民主党・護憲連合、自由党を代表し、井
上裕参議院議長の不信任決議案の提案理由を説明
いたします。

議長不信任決議案

本院は、議長井上裕君を信任しない。

右決議する。

斎藤十朗前議長が議長の権威を保つことかなわ
ずという前代未聞の理由で議長を辞職し、与党の
無法なやり方に身をもって抗議の意志を明らかに
しているにもかかわらず、井上裕新議長は、その
反省のかけらすら見せないまま、辞職の原因とな
った公職選挙法改正案を可決するため、議院運
営委員会議事の開会を黙認して、議題に追加す
ることで強行しました。

井上新議長は、就任に当たって、議会の運営に
当たって公正円満な運営を約束されたばかり
であります。私どもは、その重大な背反行為に対
して、憤りを込めてこの不信任決議案を提出する
ものであります。(発言する者多し)

井上新議長は、斎藤前議長が辞職した経緯を知
りながら、与党の極めて不見識な提案を取り上
げ、公職選挙法改正案を議題とする本会議のベル
を押した。このような議案を議題とする行為は、

およそ良識の府たる参議院の議長として不見識で
あり、事前に与党と謀議していると断ぜざるを得
ないのであります。(拍手)

斎藤前議長が示したあつせん案の前文に、今日
のこの国会の混乱の主たる要因について明確に述
べられております。定数問題でいまだ決着してい
ないのに新しい問題を提起し、国会に混乱を惹起
したことは極めて遺憾であると述べられているの
であります。

そして加えて、このような議会制民主主義の基
本ともいふべき選挙制度の改革に関する問題を野
党の出席しない状態の中で審議、決定することは
極めて遺憾であり、そのようなことは絶対に避け
なければならぬという議長の見識をあつせん案
の中に示されていることは私どもの高く評価する
ところであります。

しかし、あつせん案は、そのような原因の分析
や、これらの問題を取り扱うに当たっての基本的
な理念に基づく具体的な内容を示していなかった
点において、なお論議すべき問題を残していたの
であります。私どもはそのことを強く求めたので
ありますが、とにかく本問題について速やかに数
を頼んで議決したい、そういう与党の数の横暴に
よってこれらの良識は我が参議院においてもじゅ
うりんされたのであります。

事の経緯を踏まえつつも、慣例に従い、本日、
与党第一党の議長に投票した我々に対して、議長
の約束は一体どうなったのであろうか。結局、新
議長もまた党利党略の任務を遂行するために与党
によって議長の席に送られたと言っても過言では
ありません。

そもそも、この選挙制度改革に関する問題は、
斎藤前議長のもとに協議会が設置され、本年二月
二十五日に至るまで九回にわたって真剣な議論が
積み重ねられてまいりました。協議会報告書にま
とめられていることは既に協議会の須藤という座
長から各派代表者懇談会に報告され、(発言する
者あり)その中で特に、来年七月に行われる選挙

制度については、次回の通常選挙に間に合わせる
ことは時間的に困難であり、現行の比例代表制と
選挙区制という制度の基本的な枠組みは維持する
とされており、この報告は各派代表者懇談会で了
承されたものであります。議長のもとで与野党が
合意したものであり、それを無視し、唐突に与党に
有利な非拘束名簿方式の導入を持ち出し、法案の
採決まで強行しようとしていることは、与野党間
の信義にもとるものであるばかりか、民主主義を
冒瀆していると言わざるを得ないのであります。
(拍手)

選挙制度という主権者たる国民の参政権にかか
わる重要な問題について、本会議での趣旨説明を
省略して委員会に付託し、与党だけでわずか四日
の委員会審議を行い、野党抜きで採決し、本会議
に上程するなど、参議院始まって以来の暴挙であ
り、議会制民主主義の否定そのものであると断ぜ
ざるを得ないのであります。

また、この公職選挙法改正案の与党の数の力に
よる強引な審議の背景にあるものは、久世前金融
再生委員長の辞任に端を発する自民党の不透明な
比例順位決定問題隠しであることは明白で、動機
不純と言わなければなりません。本来、その経緯
から、本会議の議題とするにはおろか、提出を撤
回させることが当然であるにもかかわらず、議長
就任と同時に党利党略に加担し、与野党間で十分
な協議を行う努力を全くせず、本会議での採決に
持ち込もうとするなど、公平中立な議長として到
底許される行為ではありません。議長として不適
格であり、我々はこのような議員に国権の最高機
関たる本院の議長職を預からせることはできませ
ん。

本日、井上裕君に投票した我々は、大変無念の
思いを持ちながら、ここに不信任決議案を提出す
るものであります。

議員各位の御賛同を心からお願いを申し上げ
て、提案理由の説明といたします。(拍手)

○副議長(菅野久光君) 本決議案に対し、討論の
通告がございます。順次発言を許します。吉村剛
太郎君。

〔吉村剛太郎君登壇、拍手〕

○吉村剛太郎君 私は、自由民主党・保守党及び
公明党を代表して、ただいま提案となりました井
上議長に対する不信任決議案について、断固反対
の立場から討論いたします。

この本会議は、一週間も前に何ら瑕疵なく特別
委員会が可決された法案について、正当な手順と
して採決を行うために再開されたものでありま
す。

井上議長は、公正中立の立場から本会議を再開
されたものでありますが、これをもって、つい先
ほど圧倒的多数の支持により選出されたばかり
の新議長に対し不信任を突きつける野党は、国会
の根本秩序を破壊しようとするものであると断ぜ
ざるを得ません。(発言する者多し)

そもそも、斎藤前議長の辞意表明となった事態
については、特別委員会の設置、審議、採決につ
いて正当な手続に沿って実施したにもかかわらず、
野党が特別委員会の名簿の提出拒否に始ま
り、審議拒否を続け、議会のルールを無視し続け
たことにあります。

野党は、法案反対の根拠として、昨年六月、参
議院の各会派代表者懇談会のもとで設けられた実
務者から成る参議院選挙制度改革に関する協議会
の報告(二月)に反することを挙げていますが、各
会派の最終合意の場合は、あくまでも代表者懇談会
であります。ここでは定数削減を含めて何もまと
まらなかったにもかかわらず、野党は実務者協議
の前提となったと記した協議会報告を各党、各会
派の合意と勝手に位置づけ、与党の改革案がそれ
に違反すると言っているのは、野党のまさに党利党略的
な主張であります。(拍手)

斎藤議長は、与党が法案を提出する前日の十月
二日には各会派代表者懇談会の開催を呼びかけら
れましたが、野党は開催の直前になって拒否回答

を行ってきた経緯があり、頭から嫌な法案は審議を拒否を貫くという方針であったことは明白であります。

国民の目に見える国会の場合法案の可否の論議を行うのが議会制民主主義のルールであり、それでこそ言論の府であります。それを完全に拒否するのみならず、議院運営委員会の法案の特別委員会への付託・採決を野党は実力で阻止しようとして、議院運営委員長初め多数のけが人を出したことは暴挙としか言いようがありません。

齋藤議長が十六日提案されたあつせん案については、与党三党で真摯に検討しましたが、与野党ともあつせん案に同意に至らず、残念ながら不調に終わりました。

与党三党のあつせん案に対する見解としては、次のとおりであります。

議員定数削減は、行政改革、民間のリストラ等の進展、国民の要望等を踏まえて十名削減したものであり、逆転の解消にとどめるのは適当ではない。

拘束・非拘束名簿混合方式は、次の理由で採用することはできない。

一、拘束・非拘束名簿混合方式は、選ぶ方にも選ばれる方にも複雑、不透明でわかりにくく、平成六年以降において具体化、実現を見なかったものである。

二、与党三党は、このような事情も踏まえ、平成二年の第八次選挙制度審議会の答申に沿った非拘束方式が候補者の顔の見える最も適切な改革であると判断したのであります。

齋藤議長におかれましては、五年二月月にわたり参議院議長として参議院の改革等に御尽力されたことに對し、この場をかりて改めて敬意を表したいと存じます。

参議院選挙制度の改革は十数年来の懸案であり、国の将来にかかわる重大な課題が山積し、国民の政治意識が急速に多様化する今日、国民の多元的な意思を政治によりよく反映し、参議院の独

自性を十分に發揮する参議院選挙制度の改革をもはや先送りできないと判断しました。責任ある与党としては、このような認識に立つて、公職選挙法改正案が一日も早く成立するよう取り組んでまいります。

二十世紀最後の今国会は中盤に差しかりつつありますが、多くの重要法案が衆議院も巻き込んだ野党の審議ボイコット作戦によってほとんど審議が進んでおりません。このような事態を招いた野党の猛省を促すとともに、井上議長におかれましては、今までの豊かな御経験、高い御見識を生かされ、良識、言論の府として参議院がよみがえるよう御尽力されんことを切に御期待申し上げ、反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(菅野久光君) 江田五月君。
(江田五月君登壇、拍手)

○江田五月君 私は、ただいま議題となりました本院議長井上裕君に対する不信任案につき、民主党・新緑風会を代表して、賛成の立場から意見を申し述べます。

井上新議長には、けさほど選ばれたばかりで、本来なら就任のお祝いを申し上げたいところであります。しかし、就任のお祝いかえて、不信任案提出ということになりました。まことに遺憾です。本当に残念至極でございます。

実は、私は昨年夏、本日午前中に辞任が許可された齋藤議長に對し、不信任案に賛成の立場からの討論をいたしました。そのときにも、大変緊張した国会の中で、ぶつつけ本番、ノー原稿、メモだけで意見を申し上げることになってしまいました。本日も、つい先ほど賛成討論をやれということ、たくさんペーパーはありますが、メモが何枚あるだけ。決してこういう意見の申し上げ方は私の本意ではありません。しかし、私は、今回本当に井上新議長に對して腹の底から怒りを感じております。

齋藤さんのときにはまだそれでも、議長の立場も苦しいだろう、こちらの立場もある、そういう

思いを込めて齋藤議長に、私が今から二十三年前に初めて本院に当選させていただいたころのことを、思い出もせながらお話を申し上げます。

しかし、今回はやや趣が違ふ。井上新議長、あなたにけさほど就任あいさつの中で一体何と言われましたか。まだけさのことですから、私もビデオを見て、そこから文字を起こしてみます。

最初に、図らずもということ、職につくことと相なったということがありました。まことに身に余る光栄であり、同時にその職責の重さに身の引き締まる思いがいたしますと、こうおっしゃっているじゃありませんか。そして、微力ではございますが、国民主権の原則を大切にしながら、その次です、公正無私を旨と、こう言っているんです。議院の正常かつ円満な運営を図りと言っているんですよ。議院の正常かつ円満な運営を図り、もって本院の権威の高揚と使命達成のため、全力を尽くす覚悟でございますと、こうおっしゃったんですね。けさのことですよ。まだその舌の根の乾かないうちに、今度は一体何をしようとするのか。

最近、皆さん、政治家の言葉が随分軽くなったということが言われます。政治家の言葉の重さ、しっかりとお互いに思いをいたさなきゃならぬと思いますが、この井上新議長のけさのあいさつほど軽々しい、まさにかんなくずのような言葉はないんじゃないかと、私は怒りを込めて糾弾をした。(発言する者あり)

まさにむなしです。いいですか、公正無私を旨とし、議院の正常かつ円満な運営を図る、もって本院の権威の高揚と使命達成のため全力を尽くす。けさ就任されてたまたままでの間に、井上議長は一体いかなる努力をされたのか、何をされたのか、何一つやっていないじゃないか。本院の権威の高揚、使命達成、議院の正常かつ円満な運営に逆行することしかしていない。そうやって、今この本会議で非拘束名簿方式の法案を採決しようとする。まさに朝の言葉と逆行ですよ。これ

では不信任案を出さざるを得ない。

けさの新聞では、井上新議長について幾つか人物評が載っています。「温厚で控えめな性格には定評がある」。そうでしょう。あるいは、ある新聞には、「座右の銘は「失意泰然、得意泰然」」と、こう書いてある。私はこれは違ふと思います。実は、お互い麹町の宿舎の前にある小さなお魚屋さん、存じておられる方も多いと思います。が、あそこに、御存じですか、井上議長の色紙がかかっています。あの言葉は、失意泰然、得意泰然ではありません。「得意泰然、失意泰然」、こう書いておられる。温厚で控えめ、得意泰然、失意泰然、立派なことですよ。立派なことですが、それはこういうときに何もしないということではないのかということですよ。温厚で控えめだから、全部何事も控え目、自民党の国対筋の言いなりになってそれで議長と言えんかということなんです。

私は、それぞれの異なる立場があること、それはよくわかります。しかし、皆さんね、けさ議長になったばかりで、しかも午前中にああいう立派なあいさつをされて、そして今ここで、国対筋が執行部が知りませんが、その言いなりで動いていくというので、一体、議長の権威はどこへ行くのか、本院の権威はどこへ行くのか。私たちは、今、けさほどの井上議長に投票したあの思いを砂をかむ思いで思い返しております。一体、私たちは何だったんだろう。

今、もう一つの新聞には、井上議長、千葉に住む病弱の奥さんに「毎朝がんばれよ」と激励の電話をするのが最近の日課だ。と、こういうことが書いてあります。優しいお人柄です。しかし、朝、奥さんに頑張れよと激励の電話をかけたその電話に、今度は自民党執行部からの電話があった。そのままたうですか。

私どもの中でも、けさ十時過ぎに議員総会がありました。井上議長が与党第一党の候補者であることを知らされました。私たちの中にも、ここで

「井上裕」と書くことに疑問の声もあった。しかし、それでもなお、慣例だから第一党から出す、それにみな従おう、これを応援しよう。そして、思いを込めて、井上さんを信頼して、みんなが「井上裕」と書けば私たちの思いもわかってくれるだろう、そういう思いでみんな井上裕さんの名前を投票用紙に書いた。

ところが、私どもの思いは無残にも踏みにじられた。もちろん、踏みにじられた我ががばかだという、そういう説もあるかもしれない。しかし、皆さん、与党の皆さんにあえて申し上げる。本当にそういう信義のないやり方で本院の権威は守られるかと思ひますか。(発言する者多し)

ここで平気でやじっている皆さんの顔を私はよく覚えておく。人の言葉の奥にある思いに何らの思いもいたすことができない、そういう人たちに言論の府を構成する資格はない。まことに言語道断な本日の措置であります。信義にもとる措置であります。

井上議長、あなたは千葉で僻地の歯科医として仕事を始められ、どんな発展をしていった。そして、衆議院議員から参議院に転ぜられ、海部内閣のときでしたか、文部大臣をやられた。教育に、あるいは環境に誠心誠意努力をされてきておられる、そのことを私たち皆よく知っているんです。しかし、今のこういう井上新議長の議事の采配の仕方では教育を語ってはくれない。少数意見を切り捨てる、そういう議事運営で教育を語る、そういうことでは、これは子供たちはちゃんと育つわけがない。

私も千葉にいたことがあります。千葉のあの土地の中から出てこられた井上さんが、本当にしっかりと議長として本院の権威を高め、今混乱状況にあるこの本院をしつかりと秩序を取り返して取り戻していく、そのために最大限の努力をされるものだと思ひておりました。その思いを一顧だにせず、きょうのようなこういう議事をとられるということ、これはもうどうしても信

任をするわけにはいきません。

先ほど、斎藤前議長のことについて若干申し上げました。私は、昨日の斎藤前議長の辞職願の文言、本当に重大な文言を書きになっていると思ひます。今般、議長の権威保持とあたわず、議長の権威保持とあたわずと。斎藤さんにそういう言葉を書かせた、これは一体だれに責任があるか。与党じゃありませんか。与党は、与党が与党出身の斎藤議長にこういう言葉を書かせたということ、これを一体どう思っているんだ。(発言する者多し)

思えば、今回の公選法改正案、随分長い議論がございました。私は、さっきもちょっと申し上げましたが、一九七七年、昭和五十二年に全国区で本院に当選をさせてもらいました。その全国区では、田英夫さんが一位で百五十八万票でした。私が二位で百三十九万九千余り。扇さんもおられました。今、衆議院に行かれましたが、八代英太さんもおられました。そういう全国区の選挙を私たちは、まあ私の場合はいろんな特殊事情ございました。それから、銭酷区、銭酷区をそれほど味わったわけじゃない。それでも知っている。あの全国区をもう一度復活させるんですか。

あの全国区選挙のときに、皆さんわかっていすか、例えば村上孝太郎さんという人がおられました。村上さんは大蔵事務次官から参議院を目指して全国を走り回って、走れ走れ孝太郎。ところが、当選をして、その後お亡くなりになってしまった。私が当選するちょっと前です。私が当選した次の回では何が起きたか。向井長年さんという方がおられました。全国を走り回って、その結果、投票日の当日亡くなられてしまった。これはやっばりいけない。

一部のタレント候補、これは通るでしょう。しかし、本当に全国を走り回ってと思うと銭酷区あるいは銭酷区、まさに生命を賭す。これはやはり人間のやることではない、こういうことで変えた

わけでしょう。それを今、また全国を舞台に個人名投票を書かせるという制度にするのですか。何のために一体あのとき全国区制度を変えたんでしょう。そういう反省は一体どこへ行くのか。何よりも、今回の非拘束名簿方式の導入は、先ほども久保田さんが提案理由の説明で申し述べたとおり、動機不純ですよ、動機不純。(発言する者多し)

久世公堯金融再生委員長の不祥事が明らかになった。幾らでしたかね、二億円でしたかね、金を出してもらった。だれに出してもらったか、某宗教団体。一万人の党員、某宗教団体で名前を出してもらった。二億円は某マンション業者でしたか、原稿がないので時々間違ふかもしれませんが、そういうことが明らかに、しかもその二億円は党費だかあるいは自民党の会館の運営費だかわからない。そのあたりのことも明らかにしようとする委員会が証人あるいは参考人の招致をお願いしているところ。こういうことを全部隠してしまおう、国民の目をそらして、自民党の皆さんの比例名簿作成の困難、これを制度問題に変えようというだけじゃありませんか。動機不純。動機不純の第一です、それが。

もう一つある、動機不純第二。衆議院選挙でどういうことが起きたか。ついこの六月、個人名投票で、自民党の皆さん、さすがですね、二千四百万票とっている。しかし、国民は自民党と書かない。自民党と書く人はわずか一千六百万票、その差八百万票。これを個人名の投票で何とかごまかそうという、動機不純の第二ですよ。

手続的にもひどいですよ。二月二十五日のこと、六月二日のこと。私も、ここに二月二十五日の経過についてペーパーがあります。これをずっと読み出せば幾らだって時間はかけることはできますよ。(発言する者多し)読みますか。まあやめときましょう。読めば幾らだって時間はかかるけれども、時間かけるばかりが能じゃないから読みませんよ。読ま

ないけれども、わかっているでしょうが、皆さんは。(発言する者多し)わかっているじゃないですか。じゃ、読みましょうか。

報告書の「要旨」というところでは、「I 参議院の役割と在り方」、「II 当面の改革」、その次の「I」で「拘束名簿式比例代表制と選挙区制について」、「現行の拘束名簿式比例代表制と選挙区制については、時間的な制約等もあり、現行制度を前提として議論を進めることとなった。」、「こととなった。」と書いてあるじゃありませんか。今のは要旨ですが、その後にはちゃんと全文がある。(発言する者多し)全文を読みますか。読んでもいいですよ。

「当面の改革」I、拘束名簿式比例代表制と選挙区制について「(1)拘束名簿式比例代表制と選挙区制は現行の比例代表制と選挙区制という制度の基本的な枠組みは維持することを前提としつつ、何らかの改革を行う余地があるかどうかを検討することとし、抜本改革案については、参議院の役割と在り方を踏まえつつ引き続き検討が行われるべきであることと意見が一致した。」

そして、その次に、「(2)拘束名簿式比例代表制について」というところで、いろいろ議論はある、いろいろ議論はあるが、「いずれにしても」から始まるんですよ。「いずれにしても」、現行の拘束名簿式比例代表制の仕組みそのものを改めるとなると抜本的な改革となり、その実現は容易でないことから、「このときにはこういうことがそんなに容易に行われちゃいけないということとをみんな認識していたわけですよ。皆さんもそうなんです。」「実現は容易でないことから、当面は現行の拘束名簿式比例代表制を維持することを前提として議論を進めることとなった。」と明確に書いてある。

何だったら、これ、全部読みますか。(発言する者多し)余りばかばかしいことはやめましょう、お互いに。

いいですか、六月二日のこともあるんですよ。議長が各派の代表者をお呼びになった。そして、定数のことだけはちゃんとやろうと、こういうことをおっしゃったじゃありませんか。そういうものをすべて弊履のごとく捨て去って、今のようにな純な動機で出してきたのが今回の非拘束名簿方式じゃありませんか。

しかも、内容がまたむちゃくちゃですよ。先ほど昔の全国の残酷区、銭酷区、これを復活させる、このことは申しました。それだけじゃありませんよ。今度は全国区ではなくて比例代表制度です。個人名投票で票を書かせて、そして、それを自民党の方に横流しをして別の人を当選させる。顔が見える、委員会の中で発議者が、顔が見える制度だからいいんだと一生懸命強調しておられたこと、私も聞いておりました。しかし、顔が見える人で票をとって、その票を横流しをして顔の見えない人を当選させる。何ですか、一体これは。顔が見えるが聞いてちゃんちゃらおかしいじゃありませんか。国民をだますも甚だしい。

先日、自民党の比例代表候補十七人が発表されました。十七人をずっと、これも読み上げてみましたが、(発言する者多し)まあまあいいでしょう、そこまで言わずに。ずっと見ますと、官僚が八人でしょう、官僚。農水省が二人、厚生省が二人でしたかね、あと建設、郵政、自治、防衛。それに、遺族会とか医師会、歯科医師会、宗教団体、スポーツ関係者が三人というんです。

全国区時代に何があったか。官僚OBの皆さんがずっと出てきて、それぞれの省庁が全国に持っているいろいろな地方の組織、そしてそこへ張りついた業界団体あるいは企業、そういうものを全部縦の系列で総動員をして票を集めたんですよ。しかも各市町村、特に町村はどうだったか。町長さん、村長さんが自分のところから、やれ建設省の河川局の関係は何票出さなきゃ、あるいは農水省

平成十二年十月十九日 参議院会議録第四号

議長不信任決議案

の構造改善局の人には何票出さなきゃ、そうでなきゃ補助金、陳情するときにそっぽを向かれる。そういうことで、縦から横から締め上げて票を集めた。役所ぐるみ、企業ぐるみ、業界ぐるみと言われたじゃありませんか。それをもう一遍やりたい。夢ももう一度。だから早々と全国区比例公認候補を決定して、今恐らく昔のあの思いをもう一度というので全国に指令を出しているんじゃないですか。そういう選挙をまたやるんですか。

しかも非拘束名簿ですから、比例名簿に政党が政党的の見識でこの人は議会で活躍してもらおうという人を上位に置く、そんなことをしてもこれが意味がないということになってしまふ。こういう、どこから見ても改悪以外の何物でもないという、そういう選挙制度になってしまっているんですよ。

議長があつてあります。私どもも、斎藤議長がまさに乾坤一てき、職を賭して出されたあつせん案、これを一生懸命に検討させていただきました。しかし、残念ながらこの議長のあつせん案によつても、今申し上げたような票の横流しであるとか、あるいは業界団体など総ぐるみであるとか、こういうものが直っていない。比例名簿をつくることの困難はもっともと違つて解決すべきですよ。

例えば、私のところにある方からEメールが届きました。そこにはこういうことが書いてあつた。私も十分研究はしていないんですが、スウェーデンではというんです、比例名簿の発表を半年か一年前にちゃんとやる。しかも、透明な検討の中で順位を決めて発表し、国民的にその名簿を議論する。そういうことをやったらどうですか。それをやらずに昔の制度に戻すという、そういうこそくなやり方で選挙制度がよくなると思うと、大間違いですよ。こういう今の、まあむちゃくちゃな選挙制度の改悪。自民党の皆さんもうちよつと私は考えてほしいと思う。

私どもも今の比例制度がそのままがいいと思つ

ていない。だから、抜本改革はやろうと言っているんですよ。それより何より、最高裁判所に五倍からの差があつて、それでも憲法違反でないと言わせるようなことをいつまで続けるんですか。

一票等価というのは憲法の大原則ですよ。そのためにこそ選挙制度の改革をやるうじゃないですか。それが今では全然できていないじゃないですか。こういう支離滅裂、改悪以外の何物でもないこの非拘束名簿式法案、これを突然出してきて、私どもは、二月二十五日のこと、六月二日のことなど全部弊履のごとく捨て去る信義のないやり方は本院に似つかわしくない、そういうことで、この法案については、これは皆さんがしつらえた土俵にそのまま上がる、そういうわけにはいかない、こういう態度をとってきた。

ところが、皆さん、どうですか。九月二十一日に臨時国会が召集されました。そして、九月二十九日ですか、斎藤前議長、議長の職権で委員を指名する、それも、あいうえお順というんですから、もう聞いてあきれ。

十月二日には特別委員会をえて開いて委員長選任をし、十月六日、公選法改正案を特別委員会に付託した。本会議の趣旨説明もなく、あの議論は何だったのか。過剰警備も甚だしい。あれだけ監視を動員して何を一体やろうとするんですか。言論の府なんですか、あれが。

六日の金曜日でした。その次の金曜日が特別委員会での採決。自民党幹事長、島根県、地震で大変だったんですよ。私は翌日、早速見に行きました。大変な状態、地震が起きたのが一時半ですよ。阪神大震災を超えるとも言われる地震が起きているのに、これに何らの思いも寄せず委員会採決を強行。何をそんなに焦っているんですか。来年の参議院選挙は今回の制度でやる、定数問題だけは解決をする、なぜ一体それができないんだ。(発言する者多し)

焦っているその焦りの裏に何があるかを国民はちゃんと見きわめている。皆さん方は恥を知るが

よい。必ず、こういう暴挙をやっていると国民は自民党に対して鉄槌を下すと思う、与党に対して。

こういう議長をけさは選んだ私どももあるいは不明のそりを免れないかもしれない。その反省の思いも込めて、心から先ほど私どもが提出した本院議長井上裕君に対する不信任案に賛成の意見を申し上げて、私の討論といたします。

○副議長(菅野久光君) 山下芳生君。

(山下芳生君登壇、拍手)

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題とされました議長不信任決議案に対し、我が国の民主主義と参議院の権威にかけて断固賛成する立場から討論を行います。(拍手)

この国会の異常な状態の中で、斎藤十朗前議長が辞任をされ、新たに井上裕議長が選出をされました。

私たちは、井上新議長にあてて、選挙に先立ち、けさ次の二点の要請を行ってきました。一つ、公正、民主的な議会運営に努められたい。二つ、今日の事態の正常化を図るよう努力されたい。

これに対し、井上議員は就任のあいさつで、国民主権の原則を大切にしながら、公正無私を旨として、議院の正常かつ円満な運営を図り、もって本院の権威の高揚と使命達成のため、全力を尽くす覚悟でございまして、明確な決意を述べたはずであります。

それからわずか六時間、その言葉の余韻が本会議場にはまだ残っております。ところが、井上議長は、議院の正常かつ円満な運営のための努力を尽くすことなく、与党の一方的要求を受け入れ、本会議を再開いたしました。

ん。それは、議長としての職責を放棄し、みずからの言明を覆す重大な背信行為であります。これが、不信任決議案に対する賛成の最大の理由であります。

そもそも、国会の混乱が原因となって参議院議長が辞任、交代するなどというのは、かつてなかった、参議院史上初めてのことであります。自民、公明、保守の与党三党は、突然の選挙制度改革のやり押しというみずからの行為が、斎藤前議長が前例にない形でその地位を辞さなければならぬほどに無法きわるものであることを深く自覚すべきであります。(拍手)

法案の内容に先立ち、今回の国会混乱の事態を招いた責任が、挙げて与党の三つのルール破りにあることを私は厳しく指摘したいと思ひます。第一に、参議院全会派の合意を一方的に踏みこじつたルール破りであります。

そもそも、来年の参議院選挙は現行制度で行う、つまり制度の抜本的改正は行わないというのが、だれが何と言おうと否定できない与野党すべての会派の合意であります。

参議院各派代表者懇談会のもとに設置された参議院選挙制度改革協議会では九回も協議を重ね、本年二月に全会派の一致で報告書をまとめた。その報告書では、抜本的な改革は次回通常選挙に間に合わせることは時間的に困難であり、抜本的な改革案については、参議院の役割とあり方を踏まえつつ引き続き検討が行われるべきであること、当面は現行の拘束名簿式比例代表制を維持することを前提として議論を進める、このこと意見が一致したと明記しているものであります。しかも、この報告書は、議長も同席した各派代表者懇談会で了承され、いわば院の共通の意思となった文書であります。

ところが、与党は突如この合意を踏みこじつて、参議院の比例代表選挙を個人名で投票する非拘束名簿式に変更することを与党だけで勝手に決めてきたのであります。それは、斎藤前議長も

突然起こってきたとしか言いようがない、こう言わざるを得なかったように、まさに唐突に与党が提案してきたものであります。

与党は、非拘束名簿式は、第八次選挙制度改革協議会で答申されたもので突然言い出したものではない、選挙制度改革協議会でも非拘束名簿式が否定されたわけではないなどとしきりに弁解をしてみました。しかし、与党の諸君は、この各党合意が形成されるまでの二年間、非拘束名簿式の導入が必要との提案をただの一度もしなかったではありませんか。

私は、須藤座長のもと設けられた選挙制度改革協議会のメンバーであります。九回の協議会すべてに出席をいたしました。思い起こせば、この間の議論を一つ一つ、本当に大事な議論をしていたなど今でも明確に思い起こしていくことができます。

先ほど江田議員から報告書の説明がございました。この報告書ができるに至った九回の協議会の私は協議録を持てまいりました。この協議録は、須藤座長のもと、全会派の委員が一回一回、一言一句了承して、確認して、そしてつくられた協議録であります。

例えば、第二回協議会、平成十一年七月七日。この一回目、二回目というのは、協議会の運営のルールをお互いに協議した、そういう会合でありました。ここに何とあるか。

山下委員、共産、「これからの進め方について。各会派の考え方に開きがある。したがって、各党合意の原則で、多数決で決めないこと、定数問題も削減を前提にしないなど、特定の方向付けをもった議論はしないこと。当たり前であるが、各会派の考えを聴く上の前提としてはいい。」「こう提起したことに対し、須藤座長、自民党、「はい。」「こういうことまで書かれていたわけであり

ます。各会派合意の原則、一致の原則、これが全員の合意のルールであります。このルールに基づいて、

て、毎回毎回、協議録が一言一句精査され、こういう形で提出をされているわけであります。

ましてや、この九回の議論の積み上げの集大成が二月二十五日の各派協議会の報告書であります。須藤座長以下すべての会派の委員が一言一句これも確認、了承したものであることは言うまでもありません。

そして、問題は、当面は現行制度を維持するという結論がいかにして出されたのかという経過であります。

私は、九回の議論を通じ、いや、この協議会が設置されるまでの一九九八年九月、前回通常選挙の直後、斎藤前参議院議長が、これまでは参議院の制度改革について押しボタン方式、委員会再編など十分やってきた、しかし、残りは選挙制度改革である、こうお述べになり、ついではこの期は選挙制度改革について皆さんで議論をしてほしい、こう提起をされました。

九八年の九月、この提起を受けて、各会派が半年間勉強し各会派としての参議院選挙制度改革の具体案をまとめ持ち寄るうではないかというのが九八年九月の提起でありました。その後、各会派で参議院選挙制度改革の具体案づくりが鋭意進められました。九九年の四月、各会派からその案が提案をされました。しかし、そのとき提案された選挙制度改革案の中に、どの会派の案を見ても非拘束名簿式という制度を了とする提案はただの一つもなかったものであります。(拍手)

自民党の提案はどうだったか。当時、自民党と自由党の連立合意が交わされました。そこには参議院の選挙制度についての合意が明記されております。当面は現行制度を維持する。そして、定数を五%ないし一〇%削減する。当時の扇千景議員の名前がはっきり書かれた合意文書であります。

これに基づいて、もう一つ思い出しました。自民党の署名者は井上裕さんであります。この合意に基づいて自民党が提案した当時の選挙制度改革の具体案は、現行制度を維持し五%ないし一〇%定

数削減する、これが自民党としての正式の改革提案だったことは承知のすででございます。

しかも、それだけではございません。その後、各会派から出された案をベースに、青木当時自民党幹事長が、どうやってその案をまとめるのか汗をかきなさい、こう議長より御下命され、それを受けて各会派を回り、つくられたのが参議院選挙制度改革に関する協議会であります。協議会の生みの親、青木自民党幹事長と言っても過言ではございません。みずからつくった協議会の合意をみずからひっくり返す、こんなことが許されていいはずはないではありませんか。(拍手)

この協議会が立ち上げられ、各会派から選挙制度についての案が提案をされ、そして須藤座長のもと、あらゆる角度から参議院選挙制度改革のあるべき一致点を見出す努力がされました。

私は、この協議会、九回全部出席をして、当時の須藤座長の姿勢というものは大変評価すべきものがあつたと今でも確信をしております。私のような経験のない議員の提案を一言一句真摯に受けとめてくださり、協議会の報告書に不偏不党の立場でその意見を盛り込んでいただいた、そういう毎回毎回の積み上げが二月二十五日の報告書の集大成であります。我が党の具体的な改革案、定数削減なぜ反対か、こういう異論まで一つ一つ丁寧に取り上げてくださり、一言一句盛り込まれたのがこの報告書であります。まさに参議院の良識を集大成した報告書ではないでしょうか。(拍手)

この協議会の協議の中で、やはり各会派から議論を通じてあるべき選挙制度改革の提案、協議会の中でもそれぞれが行いました。しかし、この協議会の中でも、提案された選挙制度改革案の中に非拘束名簿式がいんだという案はどの会派からも一切出されておられません。

自民党の案は、当時、公明党も加わった自公連立となつて、公明党の案も含めて、現行制度を維持する、定数を五%ないし一〇%削減する、これが当時の自民、自由、公明の公式の選挙制度改革

革の提案の中身であります。

以来、私たちは一致点を誠実に探求し、この報告書をつくった。その結果が、当面は現行制度を維持する、こういう結論になるのは当たり前ではありませんか。(拍手)

この二月二十五日の協議会の報告書を受け、私たちは、須藤座長のもと、参議院議長の出席のもと、各党派代表者懇談会のもとにこの報告書を御報告申し上げました。

そのとき、自民党の村上会長以下どなたからも、現行の制度を当面維持する、この部分に対して異論は一切出なかったであります。各党派代表者懇談会で合意されてはいないなどという言い分は、合意される以前に、だれも意見がないほど完全に一致した前提だということの裏返しではありませんか。

この場で協議の対象になったのが、報告書でも明記されている定数問題は意見の不一致がある、これが議論になったのは当たり前であります。

現行制度を当面維持するというのは、その後、各党派代表者懇談会、四回積み重ねられました、どの会議でも、どの会派からも一切異論は出ませんでした。

この二年間、何遍も何遍も選挙制度改革の提案のチャンスがありながら、ただの一度も非拘束名簿式など提案しなかった与党が、突然、総選挙が終わってから、非拘束がいいんだなどというのは、これは皆さん、自民党、公明党そして自由党のみずからの党利党略以外に……(保守党と呼ぶ者あり)失礼をいたしました。自民党、公明党、保守党の党利党略以外に説明はつかないではありませんか。

私は、この間、各党派代表者懇談会、協議会に全部出席した生証人として、事実をねじ曲げるような言論に断固抗議を表明するものであります。第二のルール破りは、国民がわからないうちに選挙制度を変えてしまおうというルール破りであります。

言うまでもなく、選挙制度というのは、主権者である国民がどんな方法で代表を選ぶのか、国民の参政権の根本にかかわる重大問題であります。それをたった一回の国会で変えた前例はこれまでにたのの一つもありません。

参議院に比例代表選挙を導入するのに一年半、三国会かけました。衆議院に小選挙区比例代表並立制を導入するのに二年半、海部、宮澤、細川と三内閣もかかったのであります。今回のように、来年の参議院選挙まで一年もない段階でどなたと変えてしまっている問題では決してありません。

だからこそ、与党が招致した参考人からできない、時間をかけているというふうには私には判断できない、拘束名簿方式を非拘束名簿方式に切りかえるということについては、客観的に見て緊急性がございませぬという当然の音が上がり、さらに、選挙と申しますものは、主権者たる国民が主権者としての権利を行使するほとんど唯一で最大の機会、選挙制度を改正しようという場合には、今なぜその改正が必要なのかについて国民に対してわかりやすく説明していただきたいという強い指摘があったのは当然であります。わずか四日間の委員会質疑なるもので、もう審議を尽くしたなどとはよくも言えたものであります。

加えて第三のルール破りは、与党だけで選挙制度を変えてしまおうとしていることでもあります。選挙制度の改変は、時の政権与党だけでやってはなりません。数の力で選挙制度を自分たちに都合のよいものに改変することが許されるなどということは、およそ民主政治とは相入れません。だからこそ、これまで衆議院、参議院とも与党の賛成だけで選挙制度の抜本改変を行った例はどこを探してもないのであります。そのルールを破ろうとしているのが自民、公明、保守の三党なのであります。

このような前代未聞の暴挙に対し、マスコミも、今問われているのは選挙という民主主義の土

俵つくりの問題だ、多数派のこり押しが許される性質のものではない、こう厳しく指摘しているではありませんか。こうした与党による数々のルール破りが今回の異常事態をつくった原因であることは、もはや明々白々であります。(拍手)

なぜ与党がここまで暴走するのか。その動機が余りに不純なものであることもいよいよはっきりしてまいりました。大体、与党が非拘束名簿式を突然主張し出した直接のきっかけ、これは久世前金融再生委員長の議席を金で買うという自民党の党内問題への国民の批判を選挙制度問題にすりかえるためであります。決して国民の中から非拘束式にしてくれという切実な声が上がったからではありません。

しかも、自民党の金権腐敗体質はこれだけではありません。非拘束名簿式導入の先頭に立ってきた村上正邦自民党参議院議員会長は、党員名簿九万人余りとその党費数億円を中小零細業者の血と汗のじんだ掛金で成り立っているケーエスデー中小企業経営者福祉事業団に出させ、その結果、自民党の比例代表名簿の中で事実上の第一位にランクされていたという重大な疑惑が公然と報道されているのであります。全国百万人を超える中小企業者会員とその共済金が自民党の幽霊党員名簿と党費に横流しされ議席が買い取られたという、かつてのオレンジ共済事件と最近の久世事件を組み合わせたような極めて悪質なものであります。自民党の金権腐敗体質は既に国民の我慢のならないところまで腐り切っております。国民の厳しい批判は当然であります。そのことを選挙制度にすりかえることは絶対に許されません。(拍手)

これらの背景にあるより根本的な動機は、落ち目の自民党が、自民党という看板では国民の支持が得られなくなり、有名人の看板で選挙を行おうという、これまた不純な動機であります。(発言する者多し)

自民党は、八〇年の全国区選挙では四二・四九%、二十一議席を確保していましたが、九八年

の比例代表選挙では二五・一七%、十四議席にまで落ち込んでしまいました。こうした中、いみじくも青木自民党幹事長が、来年の参議院選挙は党の命運をかけた戦いだ、負ければ大変なことになる、前回の衆議院選挙でも小選挙区の候補者名と比例代表での党名の票差が八百万票もあったと切実な声で非拘束式導入の必要性を訴えたことと報道されました。また、別の報道では、自民党の参議院比例代表選出候補議員を集め、今度非拘束式でやるのは党が勝つためだ、理由は後からついてくるかのような発言があったと報道をされております。去る七月の衆議院選挙で大敗した自民党が、政党名を掲げて戦う現行制度ではもう議席増は見込めないため、非拘束名簿式の導入で起死回生を図ろうとする党利党略があることは明白であります。(拍手)

ただただ疑惑をそらしたい、ただただ選挙に自分が勝たたい、こういう党利党略だけで選挙制度をもてあそばすとは言語道断であります。本当に選挙に勝たたいのなら、選挙制度を変えながら、社会保障の削減で国民に我慢を強いながら、ゼネコン、大銀行には税金の大盤振る舞いという行き詰まった自民党政治の自身こそ真っ先に変えるべきではありませんか。これこそ国民大多數の声であることを強く指摘していくものであります。

次に、井上議長が与党の暴挙に加担しようとしている今回の法案の内容自体も重大であります。第一に、今回与党が導入をねらう非拘束名簿式比例代表制は、選んでもいない候補者に票を横流しし、民意をゆがめる根本的欠陥を持っておりま

す。自民党は嫌だけれどA候補なら、こう考えて投票する人はたくさんいます。ところが、Aさんに入れたつもりが勝手に自民党の票に組み込まれたら、だれでも話が違ふと怒ります。こんなことが生じるのが非拘束名簿式制度であります。一人でも何人分の票をとれる候補者を推し立てて、当選に余った票は所属政党のほかの好きでもない候補に横流し、自民党を選んだわけでもないのに

自民党が議席を横取りする、これが非拘束名簿式のからくりであります。

候補者の顔の見える選挙などというのもなく根拠がありません。現行制度が導入されたとき、自民党の村上正邦議員は、全国区制度について、「現行制度においては、もはやテレビ等による有名人でなければ、有為の人材といえども当選することはほとんど不可能にすらなっている現状であります。」こう述べております。

今回の非拘束名簿式について、自治省は公費負担試算で立候補者を三百五十九人と仮定しており、全国区時代の三倍以上の候補者からたつた一人を選ぶこととなります。一人一人の候補者の政策や、一人一人の経歴や人柄など見えるはずがないではありませんか。まさに村上議員の言うように、有名人でなければ当選はますます不可能、顔が見える選挙とはなり得ないことは明らかであります。

第二に、この制度は旧全国区制の金がかかる弊害を復活させるばかりか、業界団体との癒着、利益誘導型選挙を一層横行させ、残酷区、銭酷区と呼ばれた弊害の復活につながるものであります。与党は、選挙事務所を全国区時代の十五カ所から一カ所にするなど、選挙運動関連の量を減じたことをもって金がかからなくなると主張しています。しかし、村上正邦議員は、全国区制度は、

「候補者が全国各地を一通りあいさつするの約二年間の月日を要します」、費用等々、後援会費だけでも数億の資金が必要、「これは全国が一つの選挙区で、しかも八千万に上る有権者を相手にしなければならぬという現行制度そのものから起因する問題」、一九八一年十月、参議院公職選挙法特別委員会、と述べており、選挙前の政治活動に金がかかることに変わりはありません。

さらに、非拘束名簿式では、政党内の候補者の数はふえ、党内の順位争いも激化し、結局、旧全国区の選挙より一層金がかかる選挙となることは

疑いありません。

また、自民党は引き続き比例名簿登載者にはこれまでどおり二万人党員と党費集めを義務づけており、このもとで個人を選ぶ選挙にすることは業界・団体と政党との癒着を一層進め、業界代表候補などによる利益誘導型選挙が横行することは必ずではありませんか。(拍手)

野党のほとんどが欠席した中、強行された委員会審議でも、新たに数々の法案の矛盾が明らかになりました。例えば、連座制の適用である候補が当選無効となっても、その票の助けをかりて別の候補が繰り上げ当選するという問題であります。提案者もこの矛盾を否定することはできませんでした。また、ある党で少ない得票の候補者が当選し公営選挙となるのに、他の党ではたくさん得票を得た候補者が公営選挙の恩恵に浴しないことになる問題もこれまで明らかになりました。問題だらけの改悪法であります。

このような悪法を通すために、本来、議長選挙後に速やかに散会すべき本会議を休憩、再開までして強行するというのが現在の事態であります。これは、井上議長が就任あいさつで述べた国民主権の原則を大切にという覚悟とは到底相入れないばかりか、そのことを根本から否定するものであることは明白であります。このような井上議長不信任案に対する賛成は余りにも当然であります。(拍手)

今まさに、前代未聞の選挙に次ぐ選挙により参議院選挙制度の改悪が強行されようとしております。しかし、国会の中で幾ら多数を握ろうと、本当の決着は国民の中でつくものであります。選挙制度の主役は言うまでもなく国民であります。国民からの支持を失い、衰えつつある政権の悪がきを国民は決して許さないのであることを表明し、前代未聞の選挙への糾弾と井上議長に対する不信任案への賛成討論とするものであります。(拍手)

○副議長(菅野久光君) 日下部禮代子君。

(日下部禮代子君登壇、拍手)

○日下部禮代子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表いたしました。ただいま議題となりました議長不信任決議案に對しまして、賛成の立場から討論を行いたいと存じます。(拍手)

まず、冒頭でございますが、先ほど反對討論で自民党の古村議員はどのようにおっしゃいました。野党が斎藤十朗前議長のあつせん案を拒否したからあつせんが不調に終わったと、そのようにお聞きいたしました。そうですね、皆さん。(発言する者あり)

しかしながら、それは事実と違うことを強調しておきたいと思っております。斎藤十朗前議長のあつせん案につきましては、十七日午後十時に開かれました各派代表者会議で、与党側はあつせん案を受け入れないと回答なさったのであります。が、野党側は議長に對してなお調整に努力するよう求めたのであります。斎藤十朗前議長のあつせんを断つたのは与党側なのであります。この事実を私は声を大にして国民の皆様に知っていただきたいと思っております。(拍手)

さて、今日の本会議で第二十三代議長に選出されました井上裕さんは、議長就任に当たりまして、国民主権の原則を大切にしながら、公正無私を旨として、議院の正常かつ円満な運営を図り、もって本院の権威の高揚と使命達成のため、全力を尽くす覚悟でございます、その決意の一端を述べられたのであります。議長の権威保持ことかなわらず、議長の職を辞さざるを得なかった斎藤十朗前議長の思いを受け継がれて、いかにして言論の府である参議院の権威を確立するか、そのことが井上新議長の任務であり、井上議長の思いもそこにあつたかと思っております。

そのことをおもんばかって、そのことを今から申し上げようかと思ひます。私たち社会民主党・護憲連合も、事の経緯は別といたしまして、与党第一党から議長を選出するというこれまでの与野党で確立されましたよき慣例に従い、井上裕さん

に投票したのでございます。

しかし、残念なことに、井上裕さんは、その舌の根も乾かないうちに、与党の口車に乗せられたのか、あるいは事前に与党とお話し合いがあったのか、公職選挙法の一部を改正する法律案の本会議採決を強行するためのペルを押されたのであります。与党の言いなりで、どこが公正無私、どこが参議院の権威の確立でございましょうか。議長も与党の選挙に手をかす法案処理マシンなのであります。井上裕さんの行動は、良識の府参議院の議長としての重責に堪へてまことに不見識であり、到底議長としての任にたえ得るものではないと断ぜざるを得ません。(拍手)

私個人といたしましては、井上裕さんのこれまでに高い御見識、お人柄を非常に尊敬を申し上げておりました。それだけに、今回の井上新議長のなされたこと、残念で残念でたまりません。悲しくさへ思ふのであります。

そもそも今回の異常事態のきっかけはどこにあったのでございましょうか。一つは、久世公堯前金融再生委員長の大規模な献金問題にまつたのであります。比例区順位を上げるために三万三千人分の党員の党費の立てかえに使つたという、その献金問題でございまして。与党三党は、金で票を買つて、そのような疑惑を国民から隠すため、拘束式制度自体に問題をすりかえようとしたのであります。

もう一つは、本年六月の総選挙の結果であります。自民党初め与党は大きく議席を、支持を減らしました。このままでは参議院選挙が危ない、それには有名人のお名前を利用していただいて票を稼ぐしかない、そのためには拘束式では都合が悪いというものであります。しかも、非拘束式にすれば、補助金交付団体などの支持団体を最後までフルに働かせることができる。まさに、与党の党利党略であり、個別個略の選挙と言わざるを得ないのであります。言うまでもなく、選挙制度は主権者である国民

の代表を選出するルールであります。議会制民主主義の根幹であります。選ばれた側の勝手な意思で、しかも多数の暴力で変えてしまつてよいものでは決してありません。

しかるに、与党は、本年二月二十五日の各派代表者会議における当面現行制度を維持するという合意を一方的に踏みこむ暴挙に出たのであります。

この合意は、自民党の須藤良太郎さんを座長とする参議院選挙制度改革に関する協議会の結論を受けたものであります。九回にわたつて真摯な論議を尽くした協議会の報告書は、「これらの抜本的な改革は、次回の通常選挙に間に合わせることは時間的に困難である」とから、「当面は現行の比例代表制と選挙区制という制度の基本的な枠組みは維持することとを前提としつつ、何らかの改革を行う余地があるかどうかを検討することとし、抜本改革案については、参議院の役割と在り方を踏まえつつ引き続き検討が行われるべきである」とで意見が一致した」とあるのであります。

そして、「非拘束名簿式又は拘束・非拘束混合方式は、旧全国区と同じように個人本位の選挙となり、金がかかるとともに過酷な選挙運動を強いられるおそれがある」、「拘束名簿式は政党が参議院議員として相応しい識見ある候補者を立てることができ、そのことを通じて国民の多様な職域を代表する者が議員となることができ」、「この方式には積極的に活用する余地がある」といった意見があったことが記されております。

そして、「現行の拘束名簿式比例代表制の仕組みそのものを改めるとなると抜本的な改革となり、その実現は容易でないことから、当面は現行の拘束名簿式比例代表制を維持することとを前提として議論を進めることとなった」と明瞭に記述されているのであります。

与党は、そのような合意はなかったとおっしゃっておりますが、振り返れば、選挙制度に関する協議会で与党側は次のように発言されている

のであります。思い出していたきたいと存じます。比例代表制は公平に議席に反映させるということとを大事にしていくなさば、拘束式も捨てたものでもない、その持ち味を大切にすべきだ、党全体の流れとしては拘束式だ。国民会議方式を打ち出した実績がある。党の良識で、拘束式のよさを發揮しようとしたものだ。制度としてはなかなかのものであらうと、これは自民党の野沢さん、公明党の魚住さんの御発言でございました。お忘れではないと思います。政治家の言葉とは軽いものであつてはなりません。政治家が言葉をつくると変えるようでは国民の政治不信をますます募らせるばかりでございます。

そして、与党は、選挙制度に関する特別委員会の設置を強行、我が党などの反対を押し切り、議長に野党委員の指名を強行させるという前代未聞の暴挙を重ねたのであります。しかも、民主主義の根幹にかかわる選挙制度を与党だけのわずかに四日間の審議で委員会採決を強行、暴挙にさらに暴挙を重ねたのであります。民主主義の土俵を決めるルールを民主主義のルールを否定して強行する、これ以上の参議院つぶし、議会制民主主義の破壊があるでございましょうか。

与党が一方的に導入を打ち出した非拘束名簿式自体、民意にかなうものであるどころか、票の横流しによって有権者の民意を踏みにじる制度でもあったのであります。しかも、非拘束名簿式の導入は、残酷区、銭酷区と言われた旧全国区を再現し、金権選挙の再来につながるおそれがあります。そして、政党と国民とのきずな、結びつきを深めるという比例代表制導入で期待されました理念そのものも否定することになり、政党みずからの存在価値自体を問われかねないものとする制度改悪であります。まさに時計の針をはるか昔に戻してしまふことにほかならないのであります。

全国区のひびいた実態を知るため、かつて全国区から拘束式比例代表制に選挙制度が変えられると

非常に私は勉強になりました。私はその当時まだ国政の場に身を置いておりませんでした。非常に国政を批判する立場にいた時期でもございまして。したがって、今回改めて議員の立場になりました。この一九八一年、昭和五十六年十月二十一日の会議録を読み起こしてみまして、大変な参考、そしてまたそのときの御発言に対して尊敬の念を強めたのでございます。

その御発言、これは当時の公職選挙法改正に関する特別委員会における会議録でございます。大変参考になるので、本日に全部皆様に御披露したいと思ひますけれども、一九八一年当時、まだ議員でなかった私のような方々もかなりいらつしやうと思ひます。かなりの部分を御参考までに紹介させていただきますと思ひます。(発言する者多し)

これは非常にすばらしい発言からスタートしております。

本来参議院は、衆議院とは違った視点で政治に取り組まなければなりません。すなわち参議院こそ良識の府でなければなりません。それだけに深い理性と高い道義の政治理念に立つて、私心を捨てて国家百年の大計のもとに堂々と政策を論じ、院としての高い見識を示すことによって国民の政治に対する安心感と信頼を得なければならぬと私は考えます。しかし、それとはほど遠い現実と直面し、私は内心じくじたる思いを持つと同時に、その解決策を模索してきた一人であります。

全くこれはもう感じ入りました。御発言の主は若き日の村上正邦さんでいらっしゃる。

さらに続きます。

日ごろから私、村上先生を御尊敬申し上げております。この会議録を拝見いたしました。さらにその尊敬の念を強めたところでございます。まだ続きます。

コビーなどの批判の声を耳にすることはまことに遺憾なことでありまふ。私は、こうした現状を脱却するためには、参議院の選挙制度、とりわけ全国区選挙制度に根本的なメスを入れるべきではないかと痛感するものであります。私自身全国区選挙を闘ってきた者の一人でありますだけに、その思いはひとしお深いものであります。

現行の全国区選挙は、国全体が一つの選挙区であり、八千万人を超える有権者に対して選挙運動をやらなければならないという世界でも最も類例のない制度でありますだけに、資金の面においても候補者の精神的、肉体的消耗度においても想像を絶するものがあります。残酷区とも言われます現行選挙制度

これはそのときです、全国区で。の陰で、われわれは多くのりっぱな先輩が病に倒れるのをかいま見、また失つてもまいりました。これはまさに国家的な損失にほかなりません。さきの選挙においては

当時の民主党の向井長年議員が、「(民社党)と呼ぶ者あり」当時、民社党。当時、民社党の向井長年議員が当選の報を待たずに開票半ばにして息を引き取られた悲しい出来事は、私の記憶に新しいところであり、同じ選挙を闘った者の一人としていまも私の胸に熱いものが込み上げてまいるのでございます。このような犠牲を再び繰り返してはなりません。

加えて、一般有権者にとりましても、現行制度は候補者をよく知りその政見を十分に聞くこともできないまま百人を超える候補者の中から一人を選択しなければならぬという、まことにわかりにくい選挙となつておりますことも大きな問題点であります。

さらに続けていらつしやいます。こうした実情にかんがみ、わが自由民主党にあっては、昭和三十七年以来参議院選挙制度の改革について検討する正式機関を設けてこの問

題に取り組んでまいりました。今回その努力が拘束名簿式比例代表制を採用する改正案としてまとまったことは御案内のとおりであり、私は諸先輩の御努力に深く敬意を表するものであります。同時に、私はこの改正案の実現こそ参議院改革の大きな第一歩となるものと確信いたすものであります。

少し飛ばします、まだございますけれども。

事実、現行制度のもとでは、私は与野党を問わず莫大な資金を要することは必然であると思えます。たとえば、単純に計算しても、百万票を目標にしたとき、その地盤培養行為としての後援会名簿は常識的に三百万以上を集めなければなりません。そのためのパンフレットの製作費用、さらに三百万名の名簿を対象にして一回はがきを出す。

これは当時でございますね。

郵送料だけでも一枚四十円で一億二千万円を要します。これだけではありません。事前の告知ポスターの製作費、私の経験からいまして候補者が全国各地を一通りあいさつするのは約二年間の月日を要します。これにかかるこのろの交通費、さらに全国的に設けられます後援会事務所設置に要する費用等々、後援会活動だけでも数億の資金が必要となってくるのが通例であります。手弁当、カンパ、ポスターを張る人件費が奉仕にいたしましたも金がかかることには違いないものと思えます。

こうした実態に対して、金がかかるのではなく、金をかける方が悪いのだという意見もありますが、私はこれは逆だと思えます。このはがき代一つの例をとりましてもわかりますように、これは全国が一つの選挙区で、しかも八千万に上る有権者を相手にしなければならぬという現行制度そのものに起因する問題であると思えます。

というふうにおっしゃっているのでございます。私は、当時でもこのように大変なお金がかかっ

たんだな、今度はもう、今一枚のはがき代におきまして当時より随分上がっております。これは計算し直すかどうかということになるのかと。頭の悪い私、計算能力がないのですけれども、とにかく大変なことだということだけは非常によくわかったものであります。

もう一つ、大変にこれは私が参考になったものでございますが、もう少し引用させていただきますと存じます。

参議院制度創設当初、その大きな目的の一つが学識経験者等の有為の人材を立法院に迎えるということでありました。しかしながら、現行制度においては、もはやテレビ等による有名人に出演し、国民大衆に名の知られた有名人でなければ、有為の人材といえども当選することとはほとんど不可能にすらなっている現状であります。この点、全国区制度創設当初は今日のようないまの普及は全く予期しなかったことであり、状況は全くさま変わりしているものであります。こうしたことから考えまして、政党が責任を持って候補者名簿を作成するという今回の改正案の方が、たびたび提案者も申し出ておられますように、いわゆる出たい人よりも出したい人という本来の趣旨にかなった制度であると私は考えます。

というお言葉でございます。もう本当に私は感服しながら読ませていただいたわけでございます。まだまだ非常にこれは長く続くのでございまして、村上先生はこのようなお言葉も述べていらっしゃいます。私もおりましてイギリスのお話でございます。これ、私の言葉ではございません。村上先生でございます。

イギリスの著名な政治学者で政治家でもありましたジェームズ・ブライスは、民主政治とは弾丸にかえるに投票用紙をもってする戦いであるとの名言を残しております。ブライスの言った弾丸にかわる投票用紙をもってする戦いのルールを根本をなすものが申すまでもなく選挙

制度であり、その改正は政党の盛衰を左右し、議員の死活にかかわるものであります。それだけに選挙法の大改革は、戦争に負けたとき、革命があったときなどいわずに政治制度そのものに大きな変革があったときに行われてきたのが世界の通例であったと承知いたしております。というふうにも、これも私、大変に勉強になったこととでございます。

本当に感心いたしましたもつと御紹介申し上げたいのでございますが、ところが、どうしたことでしょうか。与党が決めたから、後は勝手に与党だけでやらせてもらう、院内で積み上げてきたルールは関係ない、議長が何を言おうと関係ない、文句があるんだしたらやめたいいいじゃないか、議長の権威をもみじんにも思わない今回の与党の姿勢こそ民主主義への挑戦であります。村上先生のあの御発言は何だったのであります。今こそ、私たちが全員が襟を正してこの御発言をもう一度思い起こすそのときではないかと思うのでございます。

今や、議会制民主主義の死、良識の府参議院の自己否定、そのような今回の状況を、我々一人一人の議員が、村上先生のお言葉を胸によりがえらせながら考えねばならぬまさに今そのときではないかと思うのであります。もうこれ以上、数の力で選挙制度をみずから都合よく変更する暴挙が繰り返されることのないことを、議員の一人といたしまして、国政の場に国民の皆様から送っていただいた者の一人といたしまして、心から願うものでございます。

さらに、ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団との関係で明らかにした村上先生の疑惑、本当に残念でございます。久世問題に見られるように、今回の選挙は、まさに票と順位を金で売買する残念ながら自民党の金権体質を覆い隠し、ますます政治と金との癒着を厚くさせるものであります。正常化のための努力を一切拒否し、しゃにむ

に、なりふり構わずに委員会採決まで持ち込み、議長のおっせんすらはねのけ、詰め腹を切らせ、本会議議決を強行しようという自公保与党三党の無謀な暴走をこれ以上続けさせてはならないのであります。こうした暴走を一つ一つ許すことが日本の民主主義をますます危うくさせるものであります。

もう一つ申し上げておきたいことがあります。比例区制度、これは女性の一人である私としてどうしてもつけ加えていただきたい。

北欧諸国、スウェーデンやデンマークなどの北欧においては女性の議員は議員のほぼ半数にまで迫っております。それはどのようにして達成されたか。これは比例区制度を導入したそのことが大きなきっかけになっていることを申し添えさせていただきます。

どうしても、社会的な地位ということから見ても、女性が大きな組織を持っているということとはほとんどないわけでありまして。金をたくさん持っている女性、それもまあ、これはないだろうと思っております。そうなりますと、やはり女性が国政の場に進出していくそのために、どうしても私はこの比例区という制度は大きな歴史的な意味を持っているというふうに思うわけでございます。(拍手)

私は、先ほど村上先生のおイギリスの政治学者ジェームズ・ブライスの言葉をお引きになりました。私は、もう少しさかのぼりまして、十九世紀のイギリスの思想家ジョン・スチュアート・ミルの言葉を思い出しております。

このようにジョン・スチュアート・ミルは十九世紀において言っております。他の人々を強制してその道を行かせるような権力は、他のすべての人々の自由や発展と相入れないのみではなく、強者自身をも堕落させることになるという言葉が、今、私は、古くはなく、新鮮な輝きを持って私の心によみがえってくるわけでありまして。二十一世紀を目前にしている今、日本の議会政治の成熟度

は十九世紀以前ということになるのでありましょ
うか。

私は教育者の一人でありましたし、そして新し
い議長はかつて文部大臣でいらっしゃいました。
今、このような国会のありさまを私たちの後に続
く若い世代に何と云うのでありましょうか。

私は、教育者としての、かつて文部大臣をなさ
いました新議長のお心をもう一度お聞きしたいの
であります。本日の御言葉をお聞きしたのであ
ります。あのペルを押したのは間違いであつた、
自分の今までのすばらしい経歴に汚点を残すこ
とになった、そう思つていらつしやるのではない
か、私はそのように考えております。

社会民主党・護憲連合は、主権者である国民の
皆さんの自公保与党三党に対する厳しい審判を期
待いたしまして、賛成討論を終わりたいと思いま
す。

ありがとうございます。(拍手)

○副議長(菅野久光君) これにて討論は終局いた
しました。

○副議長(菅野久光君) これより採決をいたしま
す。

足立良平君外九十名より、表決は記名投票を
もつて行われたいと、要求が提出されておしま
す。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているも
のと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本
決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青
色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○副議長(菅野久光君) 投票漏れはございませ
んか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉
鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長(菅野久光君) これより開票いたしま
す。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命
じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長(菅野久光君) 投票の結果を報告いたし
ます。

投票総数

白色票

青色票

よつて、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔副議長退席、議長着席〕

○議長(井上裕君) 森山裕君から、賛成者を得
て、

この際、日程に追加して公職選挙法の一部を改
正する法律案を議題とするこの動議が提出され
ました。(拍手)

これより本動議の採決をいたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(井上裕君) 過半数と認めます。

よつて、本動議は可決されました。(拍手)

○議長(井上裕君) 公職選挙法の一部を改正する
法律案片山虎之助君外四名発議を議題といたし
ます。

まず、委員長長の報告を求めます。選挙制度に関
する特別委員長倉田寛之君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔倉田寛之君登壇、拍手〕

○倉田寛之君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、選挙制度に関する特別委員会にお
ける審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国憲法の定める二院制のもと
における参議院に期待されている役割にかんが
み、参議院の独自性、自主性をより発揮し、国民
の多様な意思を反映した機能的かつ充実した議院
の運営に資するため、比例代表選出議員の選挙制
度を非拘束名簿式に改めるとともに、参議院議員
の定数については是正を含む削減を行おうとするも
のであります。

委員会におきましては、発議者片山虎之助君か
ら趣旨説明を聴取した後、発議者及び政府参考人
に対する質疑を行ったほか、参考人からの意見聴
取を行いました。

委員会におきましては、二院制下における参議
院のあり方、参議院比例代表選出議員の選挙を非
拘束名簿式比例代表制に改める意義、新制度にお
ける投票方法、立候補の届け出方法及び当選人決
定の仕組み、名簿登載者に認められる選挙運動、
連座制の適用、参議院議員の定数を削減する必要
性等について熱心な質疑が行われました。

また、国会法第五十七条の三の規定に基づいて
内閣から意見を聴取いたしましたところ、特に異
議がない旨の発言がありました。

当委員会の審査の過程において、委員会の構成
に關し、委員名簿の提出、理事の推薦を拒否し続
けた会派があつたことは、いかなる理由があるに
せよ、言論の府としての本院の使命と責任を果た
すべき委員会審査に大きな禍根を残したと言わざ
るを得ません。

本法律案の審査におけるこのような極めて遺憾
な事態はこれまで類例のないことであり、今後、
決して繰り返してはならないのであります。

しかしながら、このような状況下においても審
査は粛々と進められ、非拘束名簿式に改めること
は、候補者の顔の見える選挙になり有権者の関心

が高まること、過度の政党化を緩和させること等
の意義があること、政党等の選挙運動を認め名簿
登載者の選挙運動に制限を加えること等により旧
全国区制の持つ弊害が発生するおそれがないこ
と、参議院議員の定数削減については、今日の厳
しい経済状況等にかんがみ、かつ、今後の抜本改
革への端緒として必要であること、一方、参考人
からは、新制度導入は時期尚早ではないかなど、
極めて核心に触れた諸問題について論議が行われ
たことは評価に値するところであります。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数を
もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま
した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひ
ます。

〔投票開始〕
○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしま
す。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたしま
す。

午後六時十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君
副議長 菅野 久光君
議員 高橋 令則君
荒木 清寛君
戸田 邦司君
山本 保君
中島 啓雄君
水野 誠一君
益田 洋介君
大野つや子君
松岡満壽男君
松 あきら君
渡辺 孝男君
渡辺 秀央君
高野 博師君
風間 昶君
鶴保 庸介君
田名部匡省君
日笠 勝之君
木庭健太郎君
入澤 肇君
浜田卓二郎君
浜四津敏子君
鶴岡 洋君
泉 信也君
星野 朋市君
中原 爽君
海老原義彦君
釜本 邦茂君
山内 俊夫君
森下 博之君
阿南 一成君
岩城 光英君
山下 善彦君
末広まきこ君
依田 智治君

山崎 力君
金田 勝年君
加藤 紀文君
服部三男雄君
鈴木 政二君
山崎 正昭君
成瀬 守重君
清水嘉与子君
松谷蒼一郎君
西田 吉宏君
中曾根弘文君
関谷 勝嗣君
野沢 太三君
青木 幹雄君
常田 享詳君
松村 龍二君
中川 義雄君
佐藤 昭郎君
魚住 汎英君
森山 裕君
木村 仁君
龜谷 博昭君
北岡 秀二君
山本 一太君
中島 真人君
吉村剛太郎君
小山 孝雄君
太田 豊秋君
岩井 國臣君
片山虎之助君
田中 直紀君
尾辻 秀久君
若林 正俊君
村上 正邦君
竹山 裕君
石井 道子君
岩崎 純三君

長谷川道郎君
阿部 正俊君
佐藤 泰三君
南野知恵子君
野間 起君
上野 公成君
鎌田 要人君
須藤良太郎君
鴻池 祥肇君
吉川 芳男君
松田 岩夫君
岡野 裕君
陣内 孝雄君
橋本 聖子君
三浦 一水君
仲道 俊哉君
齊藤 滋宣君
久野 恒一君
国井 正幸君
龜井 郁夫君
岸 宏一君
景山俊太郎君
林 芳正君
長峯 基君
谷川 秀善君
矢野 哲朗君
保坂 三蔵君
溝手 顕正君
武見 敬三君
大島 慶久君
鹿熊 安正君
石渡 清元君
倉掛 哲男君
倉田 寛之君
真鍋 賢一君
上杉 光弘君
中村 敦夫君

高橋 千秋君
谷林 正昭君
内藤 正光君
櫻井 充君
佐藤 雄平君
小川 敏夫君
本田 良一君
小川 勝也君
朝日 俊弘君
和田 洋子君
伊藤 基隆君
今泉 昭君
小林 元君
藤井 俊男君
今井 澄君
川橋 幸子君
佐藤 泰介君
興石 東君
寺崎 昭久君
岡崎トミ子君
勝木 健司君
直嶋 正行君
久保 亘君
山下八洲夫君
浅尾慶一郎君
小池 晃君
福島 瑞穂君
島袋 宗康君
小泉 親司君
齋藤 勁君
八田ひろ子君
三重野栄子君
佐藤 道夫君
阿部 幸代君
菅野 壽君
薬科 満治君
岩佐 恵美君

羽田雄一郎君
木俣 佳文君
福山 哲郎君
郡司 彰君
海野 徹君
高嶋 良充君
松崎 俊久君
平田 健二君
前川 忠夫君
菅川 健二君
小山 峰男君
石田 美栄君
峰崎 直樹君
堀 利和君
長谷川 清君
築瀬 進君
角田 義一君
円より子君
足立 良平君
吉田 之久君
千葉 景子君
北澤 俊美君
江田 五月君
広中和歌子君
西川きよし君
宮本 岳志君
小宮山洋子君
畑野 君枝君
照屋 寛徳君
石井 一二君
富樫 練三君
江本 孟紀君
井上 美代君
須藤美也子君
清水 澄子君
柳田 稔君
林 紀子君

議長の報告事項

去る九月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議長の報告事項

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

経済・産業委員

須藤良太郎君

補欠

予算委員

吉村剛太郎君

補欠

予算委員

南野知恵子君

補欠

岡 利定君

田中 直紀君

補欠

加藤 紀文君

金田 勝年君

補欠

北岡 秀二君

依田 智治君

補欠

小山 孝雄君

石井 一二君

補欠

佐藤 道夫君

清水嘉与子君

補欠

南野知恵子君

清水嘉与子君

補欠

菅野 壽君

清水嘉与子君

行政監視委員

辞任

田中 直紀君
石井 一二君

補欠

畑 恵君
佐藤 道夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国家基本政策委員会

理事

矢野 哲朗君 (尾辻秀久君の補欠)
若林 正俊君 (三浦一水君の補欠)
理事 薬科 満治君 (薬科満治君の補欠)

去る九月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

辞任

井上 吉夫君

補欠

岩城 光英君

財政・金融委員

辞任

中島 啓雄君

補欠

井上 吉夫君

交通・情報通信委員

辞任

岩城 光英君

補欠

中島 啓雄君

国家基本政策委員

辞任

木庭健太郎君

補欠

山本 保君

予算委員

辞任

入澤 肇君
山本 保君
須藤美也子君

補欠

鶴保 庸介君
木庭健太郎君
富樫 練三君

行政監視委員

辞任

富樫 練三君

補欠

須藤美也子君

議院運営委員

辞任

鶴保 庸介君
入澤 肇君

補欠

入澤 肇君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

る目的であつせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律案(菅直人君外十二名提出)(衆第二号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。
米軍人・軍属等のマイカーに対する自動車税等の課税に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)(第一号)
同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成十二年度第一・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。
去る九月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民福祉委員
辞任
井上 美代君
補欠
大沢 辰美君
農林水産委員
辞任
大沢 辰美君
補欠
井上 美代君
国家基本政策委員
辞任
山本 保君
補欠
木庭健太郎君
予算委員
辞任
国井 正幸君
補欠
久世 公麿君
鴻池 祥肇君
鶴保 庸介君
入澤 肇君
山本 保君
八田ひろ子君
宮本 岳志君
八田ひろ子君
補欠
宮本 岳志君
議院運営委員
辞任
入澤 肇君
補欠
鶴保 庸介君
同日議長において、特別委員を次のとおり指名した。
選挙制度に関する特別委員
泉 信也君
岩瀬 良三君

鎌田 要人君
木村 仁君
小山 孝雄君
齊藤 滋宣君
仲道 俊哉君
松谷蒼一郎君
吉村剛太郎君
浅尾慶一郎君
小山 峰男君
高嶋 良充君
柳田 稔君
弘友 和夫君
森本 晃司君
井上 美代君
大淵 網子君
松岡満壽男君
佐藤 道夫君
龜井 郁夫君
倉田 寛之君
鴻池 祥肇君
月原 茂皓君
林 芳正君
森山 裕君
若林 正俊君
石田 美栄君
齋藤 勤君
長谷川 清君
山下八洲夫君
益田 洋介君
阿部 幸代君
池田 幹幸君
大脇 雅子君
田村 秀昭君
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活・経済に関する調査会委員
辞任
服部三男雄君
清水嘉与子君
同日選任した理事は次のとおりである。
農林水産委員会
理事 金田 勝年君 (岩永浩美君の補欠)
理事 岸 宏一君 (龜谷博昭君の補欠)
理事 郡司 彰君 (小川敏夫君の補欠)
国家基本政策委員会
理事 木庭健太郎君 (森本晃司君の補欠)
予算委員会
理事 岩城 光英君 (竹山裕君の補欠)
理事 尾辻 秀久君 (長谷川道郎君の補欠)
理事 陣内 孝雄君 (保坂三蔵君の補欠)
理事 吉村剛太郎君 (溝手顕正君の補欠)
理事 足立 良平君 (伊藤基隆君の補欠)
理事 高嶋 良充君 (峰崎直樹君の補欠)
同日内閣から次の議案が提出された。

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
警察法の一部を改正する法律案(閣法第四号)
同日公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案(衆第一号)は、「龜井善之君外十六名提出」が「龜井善之君外十七名提出」に訂正された。
同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成十二年度第一・四半期における国庫の状況の報告を受領した。
同日内閣を経由して公正取引委員会委員長から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四條第一項の規定に基づく平成十一年度公正取引委員会年次報告書を受領した。
同日内閣を経由して郵政大臣から、郵便法第二十七條の四第四項の規定に基づく平成十一年度郵便事業の損益計算等に関する報告書を受領した。
去る二日比例代表選出議員岡利定君が逝去された。
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民福祉委員
辞任
大沢 辰美君
補欠
井上 美代君
農林水産委員
辞任
井上 美代君
補欠
大沢 辰美君
予算委員
辞任
富樫 練三君
補欠
須藤美也子君
八田ひろ子君
宮本 岳志君
月原 茂皓君
補欠
鶴保 庸介君
八田ひろ子君
同日議長において、特別委員を次のとおり指名した。
選挙制度に関する特別委員
泉 信也君
岩瀬 良三君

行政監視委員

辞任

須藤美也子君

補欠

富樫 練三君

議院運営委員

辞任

鶴保 庸介君

補欠

月原 茂皓君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員

辞任

鎌田 要人君

補欠

長谷川道郎君

松谷蒼一郎君

阿南 一成君

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

選挙制度に関する特別委員会

委員長

倉田 寛之君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

選挙制度に関する特別委員会

理事

小山 孝雄君

理事 鴻池 祥肇君

理事 森山 裕君

理事 森本 晃司君

同日議員から次の議案が提出された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(富樫練三君外四名発議)(参第一号)

政党助成法を廃止する法律案(富樫練三君外四名発議)(参第二号)

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(富樫練三君外四名発議)(参第三号)

解雇等の規制に関する法律案(八田ひろ子君外二名発議)(参第四号)

解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(八田ひろ子君外二名発議)(参第五号)

長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護

するための労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(八田ひろ子君外二名発議)(参第八号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

少年法等の一部を改正する法律案(麻生太郎君外五名提出)(衆第三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

米軍人・軍属等のマイカーに対する自動車税等の課税に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)(第一号)

同日国立国会図書館長から、国立国会図書館法六条の規定による平成十一年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告を受領した。

去る三日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員

辞任

月原 茂皓君

補欠

入澤 肇君

同日議員から次の議案が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(片山虎之助君外四名発議)(参第七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員竹村泰子君提出政府の国際人権条約履行義務に基づく東京都知事発言への対応に関する質問に対する答弁書(第四百四十九回国会第五号)

去る四日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

共生社会に関する調査会委員

辞任

釜本 邦茂君

補欠

有馬 朗人君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(富樫練三君外四名発議)

政党助成法を廃止する法律案(富樫練三君外四名発議)

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(富樫練三君外四名発議)

解雇等の規制に関する法律案(八田ひろ子君外二名発議)

解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(八田ひろ子君外二名発議)

長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護するための労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(八田ひろ子君外二名発議)

公職選挙法の一部を改正する法律案(片山虎之助君外四名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

中川秀直官房長官が日本青年社に対し礼状を送付した件に関する質問主意書(小川敏夫君提出)(第二号)

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

久野 恒一君

補欠

仲道 俊哉君

決算委員

辞任

佐々木知子君

補欠

森山 裕君

議院運営委員

辞任

仲道 俊哉君

補欠

久野 恒一君

森山 裕君

佐々木知子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員

辞任

長谷川道郎君

補欠

山崎 力君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

戦後処理問題としての戦時遭難船舶犠牲者に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)(第三号)

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

仲道 俊哉君

補欠

久野 恒一君

辞任

森山 裕君

補欠

佐々木知子君

議院運営委員

辞任

久野 恒一君

補欠

仲道 俊哉君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員

辞任

山崎 力君

補欠

長谷川道郎君

同日内閣から次の議案が提出された。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第八号)

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案(閣法第七号)

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第八号)

同日議長は、次の議員提出案を選挙制度に関する

特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(片山虎之助君外四名発議)(参第七号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

米軍夜間連統離着陸訓練及び相模総合補給廠における衛生演習に関する質問主意書(齋藤勤君提出)(第四号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属等のマイカーに対する自動車税等の課税に関する質問(第一号)(答弁することのできる期限 十月十八日)

同日内閣から、国家行政組織法第二十二條第一項の規定に基づく平成十二年七月二十八日から同年九月二十日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

鶴保 庸介君 月原 茂皓君

議院運営委員 補欠

辞任 月原 茂皓君 鶴保 庸介君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

山下 芳生君 林 紀子君

選挙制度に関する特別委員 補欠

辞任 補欠

泉 信也君 鶴保 庸介君

入澤 肇君 星野 明市君

長谷川道郎君 脇 雅史君

佐藤 道夫君 石井 一二君

去る十一日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員 補欠

辞任 補欠

龜井 郁夫君 日出 英輔君

星野 明市君 入澤 肇君

脇 雅史君 長谷川道郎君

石井 一二君 佐藤 道夫君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

中川秀直官房長官が日本青年社に対し礼状を送付した件に関する質問主意書(小川敏夫君提出)(第二号)

戦後処理問題としての戦時遭難船舶犠牲者に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)(第三号)

米軍夜間連統離着陸訓練及び相模総合補給廠における衛生演習に関する質問主意書(齋藤勤君提出)(第四号)

去る十二日内閣総理大臣から平成十年七月十二日執行の参議院比例代表選出議員選挙の繰上補充による当選人について通知書を受領した。

清水 達雄君(岡利定君死去による)

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員 補欠

辞任 補欠

鶴保 庸介君 泉 信也君

日出 英輔君 岩城 光英君

若林 正俊君 久野 恒一君

同日議長は、去る九日のアレクサンデル・クワシニエフスキ・ポーランド共和国大統領再選に際し、同大統領宛祝電を発送した。

去る十三日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員 補欠

辞任 補欠

泉 信也君 鶴保 庸介君

岩城 光英君 龜井 郁夫君

久野 恒一君 若林 正俊君

同日内閣から次の議案が提出された。

民事再生法等の一部を改正する法律案(閣法第一号)

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案(閣法第二号)

著作権等管理事業法案(閣法第三号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案(閣法第一〇号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第七号) 審査報告書

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 平成十二年鳥取県西部地震による被害の実情調査

一、派遣委員

白浜 一良 沓掛 哲男

森下 博之 谷林 正昭

加藤 修一 林 紀子

梶原 敬義 岩本 莊太

一、派遣地 鳥取県 島根県

一、期間 十月十七日 一日間

一、費用 概算五七七、六〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八

十條の二により承認を求めます。

平成十二年十月十二日

災害対策特別委員長 白浜 一良

参議院議長 斎藤 十朗殿

去る十六日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書

去る十月十二日提出し、十月十三日議長の承認

を得た平成十二年鳥取県西部地震による被害の

実情調査のための委員派遣承認要求書中、派遣

委員「白浜一良、沓掛哲男、森下博之、谷林正

昭、加藤修一、林紀子、梶原敬義、岩本莊太」

とあるのを「白浜一良、森下博之、谷林正昭、加藤修一、景山俊太郎、林紀子、梶原敬義、岩本莊太」に変更いたしたい。

右のとおり承認を求めます。

平成十二年十月十六日

災害対策特別委員長 白浜 一良

参議院議長 斎藤 十朗殿

一昨十七日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案(閣法第一四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属等のマイカーに対する自動車税等の課税に関する質問に対する答弁書(第一号)

参議院議員小川敏夫君提出中川秀直官房長官が日本青年社に対し礼状を送付した件に関する質問に対する答弁書(第二号)

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要がある、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出戦後処理問題としての戦時遭難船舶犠牲者に関する質問(第三号)(答弁することのできる期限 十一月一日)

参議院議員齋藤勤君提出米軍夜間連統離着陸訓練及び相模総合補給廠における衛生演習に関する質問(第四号)(同 十一月一日)

同日内閣から、議員友部達夫君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

同日議長は、金大中大統領のノーベル平和賞受賞決定に際し、同大統領宛祝電を発送した。

昨十八日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

警察法の一部を改正する法律案(桑原豊君外四名提出)(衆第四号)

本日議員久保君外三名から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

議長不信任決議案

議長不信任決議案
右の議案を賛議する。
平成十二年十月十九日

賛成者

久保 亘	橋本 敦
山本 正和	田村 秀昭
賛成者	
足立 良平	浅尾慶一郎
朝日 俊弘	伊藤 基隆
石田 美栄	今井 澄
今泉 昭	海野 徹
江田 五月	江本 孟紀
小川 勝也	小川 敏夫
岡崎トミ子	勝木 健司
川橋 幸子	木俣 佳丈
北澤 俊美	郡司 彰
小林 元	小宮山洋子
小山 峰男	奥石 東
佐藤 泰介	佐藤 雄平
齋藤 勁	櫻井 充
笹野 貞子	菅川 健二
高嶋 良充	高橋 千秋
竹村 泰子	谷林 正昭
千葉 景子	角田 義一
寺崎 昭久	内藤 正光
直嶋 正行	羽田雄一郎
長谷川 清	平田 健二
広中和歌子	福山 哲郎
藤井 俊男	堀 利和
本田 良一	前川 忠夫
松崎 俊久	松前 達郎
円より子	峰崎 直樹
本岡 昭次	篠瀬 進

議長不信任決議
本院は、議長井上裕君を信任しない。
右決議する。

理由

斎藤十朗前議長が議長の権威を保つことができなかったという理由で議長を辞職し、与党の無法なやり方に身をもって抗議の意志を明らかにしているにもかかわらず、井上裕新議長は、反省のかけらすら見せないまま、辞職の原因となった公職選挙法改正案を可決するため、議院運営委員会理事会の開会を黙認して、議題に追加することまで強行した。井上新議長は、斎藤前議長が辞職した経緯を知りながら、与党の極めて不見識な提案を

とり上げ、公職選挙法改正案を議題とする本会議のベルを押し、このような議案を議題とする行為はおよそ良識の府たる参議院の議長として不見識であり、事前に与党と謀議していると断ぜざるを得ない。これは、ことの経緯を踏まえつつも、慣例に従い、本日、与党第一党の議長に投票した我々を侮辱する行為であり、その就任の日に、公職選挙法改正という党利党略の任務を遂行するために与党に送り込まれたといっても過言ではない。

然であるにもかかわらず、議長就任と同時に党利党略に加担し、与野党間で十分な協議を行う努力を全くせず、本会議での採決に持ち込もうとするなど、公平中立な議長として許される行為ではない。議長として不適格であり、我々はこのよう議員に国権の最高機関たる本院の議長職をあずからせることはできない。
これが不信任決議案を提出する理由である。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十二年十月十三日

選挙制度に関する特別委員長 倉田 寛之
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、日本国憲法の定める二院制の下における参議院に期待されている役割にかんがみ、参議院の独自性・自主性をより発揮し、国民の多様な意思を反映した機能的かつ充実した議院の運営に資するため、比例代表選出議員の選挙制度を非拘束名簿式に改めるとともに、参議院議員の定数については正を含む削減を行うこととするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、参議院議員の通常選挙について約七十二億円の増加が見込まれる。

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見
西田自治大臣から、特に異議はないとの意見が述べられた。

公職選挙法の一部を改正する法律案
右の議案を發議する。

平成十二年十月三日

發議者

片山虎之助 須藤良太郎
魚住裕二郎 月原 茂皓
保坂 三蔵

賛成者

青木 幹雄 木庭健太郎
星野 明市 陣内 孝雄
松谷蒼一郎 大島 慶久
景山俊太郎 金田 勝年
龜谷 博昭 北岡 秀二
国井 正幸 鈴木 政二
田中 直紀 野間 赳
南野知恵子 矢野 哲朗
山崎 力 山下 善彦
福本 潤一 渡辺 孝男
鶴保 庸介
參議院議長 齋藤 十朗殿

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二百五十二人」を「二百四十二人」に、「百人」を「九十六人」に、「百五十二人」を「百四十六人」に改める。

第四十六條第三項中「一の參議院名簿届出政等第八十六條の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。」の同項の届出に係る名称又は略称を「公職の候補者たる參議院名簿登載者(第八十六條の三第一項の參議院名簿登載者をいう。以下この章から第八章までにおいて同じ。一人の氏名)に改め、同項に次のたし書を加える。

ただし、公職の候補者たる參議院名簿登載者の氏名を自書することに代えて、一の參議院名簿届出政党等(同項の規定による届出をした政

党その他の政治団体をいう。以下同じ。)の同項の届出に係る名称又は略称を自書することができる。

第四十六條の二第二項中「公職の候補者一人の」を「公職の候補者(公職の候補者たる參議院名簿登載者を含む。一人の)に改める。

第四十八條第一項中「參議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては」の下に「公職の候補者たる參議院名簿登載者の氏名又は」を加え、同条第二項中「候補者」の下に「(公職の候補者たる參議院名簿登載者を含む。)」を加える。

第六十八條第三項を次のように改める。

3 參議院(比例代表選出)議員の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 公職の候補者たる參議院名簿登載者でない者、第八十六條の三第二項において準用する第八十六條の二第七項後段の規定による届出に係る參議院名簿登載者若しくは第八十六條の八第一項、第八十七條第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項、第八十八條、第二百五十一條の二若しくは第二百五十一條の三の規定により公職の候補者となることができない參議院名簿届出政党等の氏名を記載したもの又は參議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称若しくは略称を記載したもの。ただし、代表者の氏名の類を記入したもので第八号たし書に該当する場合、この限りでない。

三 第八十六條の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同項各号のいずれにも該当していなかったもの若しくは同条第二項において準用する第八十六條の二第十項の規定による届出をしたもの又は第八十七條第六項において準用する同条第五項の規定に違反して第八十六條の三第一項の參議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団

体の同項の規定による届出に係る參議院名簿登載者の氏名又はその届出に係る名称若しくは略称を記載したものを

四 參議院名簿登載者の全員につき、第八十六條の三第二項において準用する第八十六條の二第七項各号に規定する事由が生じており又は第八十六條の三第二項において準用する第八十六條の二第七項後段の規定による届出がされている場合の当該參議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの

五 一投票中に二人以上の參議院名簿登載者の氏名又は二以上の參議院名簿届出政党等の第八十六條の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称を記載したもの

六 一投票中に一人の參議院名簿登載者の氏名及び当該參議院名簿登載者に係る參議院名簿届出政党等以外の參議院名簿届出政党等の第八十六條の三第一項の規定による届出に係る名称又は略称を記載したもの

七 被選挙権のない參議院名簿登載者の氏名を記載したもの

八 公職の候補者たる參議院名簿登載者の氏名又は參議院名簿届出政党等の第八十六條の三第一項の規定による届出に係る名称及び略称のほか、他事を記載したもの。ただし、公職の候補者たる參議院名簿登載者の氏名の記載のある投票については当該參議院名簿登載者に係る參議院名簿届出政党等の同項の規定による届出に係る名称若しくは略称又は職業、身分、住所若しくは敬称の類を、參議院名簿登載者の氏名の記載のない投票で參議院名簿届出政党等の同項の規定による届出に係る名称又は略称を記載したものは敬称の類を記入し

九 公職の候補者たる參議院名簿登載者の氏名又は參議院名簿届出政党等の第八十六條の三

第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称を自書しないもの

十 公職の候補者たる參議院名簿登載者の何人又は參議院名簿届出政党等のいずれを記載したかを確証し難いもの

第六十八條の二第三項中「係る名称又は」を「係る參議院名簿登載者(公職の候補者たる者に限る。以下この条において同じ。)の氏名、氏若しくは名又は參議院名簿届出政党等の名称若しくは」に改め、「同一である」の下に「參議院名簿登載者又は」を加え、「その名称又は」を「これらの氏名、氏若しくは名又は名称若しくは」に、「前条第三項において準用する同条第二項第八号」を「前条第三項第十号」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項又は第二項」に、「当該衆議院名簿届出政党等又は当該參議院名簿届出政党等」を「又は当該衆議院名簿届出政党等」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第三項の有効投票は、開票区ごとに、当該參議院名簿登載者のその他の有効投票数又は当該參議院名簿届出政党等のその他の有効投票数(当該參議院名簿届出政党等に係る各參議院名簿登載者の有効投票数を含まないものをいう。)に応じてあん分し、それぞれこれに加えるものとする。

第八十條第一項中「候補者」の下に「(公職の候補者たる參議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。)」を、「得票総数」の下に「(各參議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該參議院名簿届出政党等に係る各參議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。)の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。)」を加える。

第八十一條第四項中「衆議院名簿届出政党等」を「各參議院名簿届出政党等の得票総数」に、「參議院名簿届出政党等」とを「各參議院名簿届出政党等の得票総数(当該參議院名簿届出政党等に係る各參議院名簿登載者(当該選挙の期日において公

職の候補者たる者に限る。以下この項において同じ。及び各参議院名簿登載者の得票総数」と、「参議院名簿届出政党等の得票総数及び各参議院名簿登載者の得票総数」と読み替へるを、各参議院名簿届出政党等の得票総数及び各参議院名簿登載者の得票総数と読み替へるに改める。

第八十六条第四項中「第百七十五条第六項を「第百七十五条第七項」に改める。

第八十六条の第三項中「並びにを」及び「に改め、及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を削り、同条第二項中「及び第八項を」第八項、第九項前段及び第十項に、「第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは「第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項、同項を」又は「第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは、「第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三」と、同項に、「衆議院名簿登載者の選定を」衆議院名簿登載者の選定及びそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定(以下単に「衆議院名簿登載者の選定」という。)に改め、「参議院名簿登載者の選定」との下に、「並びに衆議院名簿登載者」とあるのは「及び参議院名簿登載者」と、「当該衆議院名簿登載者」とあるのは「当該参議院名簿登載者」とを加え、「第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」を「第七項中「第一項の規定」とあるのは「次条第一項の規定」に、「第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは「第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項」と、同条を「第八十七条第一項若しくは第四項又は第八十八条」とあるのは「第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項、第八十八条、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三」と、同条に、「同条第九項を」同条第九項前段に、「同条第十項を」第二項」とあるのは「同条第二項において準用する第二項」と、同条第十項」に改める。

第九十条中「第八十六条の二第九項を」第八十六条の二第九項前段」に改める。

第九十五条の二の見出し中「又は参議院比例代表選出議員を削り、同条第七項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人となるべき順位並びに当選人)

第九十五条の三 参議院比例代表選出議員の選挙においては、各参議院名簿届出政党等の得票数当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。第百三条第四項を除き、以下この章及び次章において同じ)の得票数を含むものをいう。を「から当該参議院名簿届出政党等に係る参議院名簿登載者の数に相当する数までの各整数で順次除して得たすべての商のうち、その数値の最も大きいものから順次に数えて当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数になるまでにある商で各参議院名簿届出政党等の得票数(当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票数を含むものをいう)に係るものの個数をもつて、それぞれの参議院名簿届出政党等の当選人の数とする。

2 前項の場合において、二以上の商が同一の数値であるため同項の規定によつてはそれぞれの参議院名簿届出政党等に係る当選人の数を定めることができないときは、それらの商のうち、当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数になるまでにあるべき商を、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 各参議院名簿届出政党等の届出に係る参議院名簿において、参議院名簿登載者の間における当選人となるべき順位は、その得票数の最も多い者から順次に定める。この場合において、その得票数が同じである者があるときは、それらの者の間における当選人となるべき順位は、選挙会において、選挙長がくじで定める。

4 参議院(比例代表選出)議員の選挙において

は、各参議院名簿届出政党等の届出に係る参議院名簿登載者のうち、前項の規定により定められたそれらの者の間における当選人となるべき順位に従い、第一項及び第二項の規定により定められた当該参議院名簿届出政党等の当選人の数に相当する数の参議院名簿登載者を、当選人とする。

第九十六条中「参議院名簿届出政党等に係る当選人の数」の下に「若しくは当選人となるべき順位」を加える。

第九十七条の二第三項中「第二百五十一条、第二百五十一条の二若しくは第二百五十一条の三」とあるのは「第二百五十一条」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「その衆議院名簿」とあるのは「その参議院名簿」と、その衆議院名簿に係る参議院名簿登載者の間に改める。

第一百零一条第三項中「第八十六条の二第九項を」第八十六条の二第九項前段」に改める。

第一百零一条の二の見出し中「又は参議院比例代表選出議員を削り、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人となるべき順位並びに当選人の決定の場合の報告、告知及び告示)

第一百零一条の二 参議院比例代表選出議員の選挙において、参議院名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人となるべき順位並びに当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに参議院名簿届出政党等に係る得票数(当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票数を含むものをいう。次項において同じ。)、当選人の数、当選人となるべき順位並びに当選人の住所及び氏名並びに各参議院名簿登載者の得票数その他選挙の次第を、中央選挙管理会に報告しなければならない。

第百十五條第二項中「第九十五條の二第七項において準用する同条」を「第九十五條の三」に改め、同条第三項中「当選人の数」の下に「及び各参議院名簿における当選人となるべき順位」を加え、同条第四項中「うち」の下に「第九十五條の三第三項又は前項の規定により定められた」を加え、同条第八項中「その参議院名簿」を「第四項に規定する参議院名簿登載者の間」に改める。

第百二十九條中「参議院名簿の届出」の下に「(同条第二項において準用する第八十六條の二第九項前段の規定による届出に係る候補者については、当該届出)を加える。

第百三十條第一項第三号中「参議院名簿届出政党等」の下に「及び公職の候補者たる参議院名簿登載者」を加える。

第百三十一條第一項第三号中「参議院名簿届出政党等」を削り、「都道府県」ごとに、一箇所を「参議院名簿届出政党等が設置するもの」にあつては都道府県ごとに一箇所、公職の候補者たる参議院名簿登載者が設置するものにあつてはその参議院名簿登載者一人につき一箇所」に改める。

第百三十八條の三「又は参議院比例代表選出議員」を削り、「政党その他を」政党その他に改め、「その数」の下に「参議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位」を加える。

第百三十九條ただし書中「又は参議院(比例代表選出)議員」を削り、「行うもの」の下に「及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うもの」を加える。

第百四十條の二第一項ただし書中「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において」を削る。

第百四十一條第一項中「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の」を「次の各号に掲げる」に、「自動車その他の構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。一台又

は船舶一隻及び拡声機一そろい」を「当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院選挙区選出議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。次号において同じ。一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい)

二 参議院(比例代表選出)議員の選挙 自動車二台又は船舶二隻(両者を使用する場合は通じて)及び拡声機一そろい

第百四十一條第五項を削り、同条第六項中「衆議院比例代表選出議員」の下に「又は参議院比例代表選出議員」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「参議院(選挙区選出)議員」を「参議院議員」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては」を「場合」の下に「参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては当該公職の候補者たる参議院名簿登載者が当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の第九十四條第三項第一号に掲げる数に相当する当選人となるべき順位までにある場合」を加え、同項を同条第七項とし、同条第九項中「規定」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く)」を加え、同項を同条第八項とする。

第百四十一條の二第一項中「及び参議院比例代表選出議員の選挙における候補者」を削り、同条第二項中「選挙管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)」を加える。

第百四十二條第一項中「又は参議院(比例代表選出)議員」を削り、「並びに第一号及び第二号」を「及び第一号から第二号まで」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者一人について、通常葉書 十五万枚、中央選

挙管理会に届け出た二種類以内のビラ 二十五万枚

第百四十二條第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第二号」を「から第二号まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「及び第二号並びに」を「から第二号まで及び」に改め、「ビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の下に(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第七項とし、同条第九項中「及び第二号」を「から第二号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「及び第一号」を「から第二号まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「おいて」の下に「第一項第一号の二のビラにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称及び同号のビラである旨を表示する記号」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「参議院選挙区選出議員」を「参議院議員」に、「及び第一号」を「から第二号まで」に、「第百四十一條第八項ただし書」を「第百四十一條第七項ただし書」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「及び参議院比例代表選出議員の選挙における候補者」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第百四十三條第一項中「参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては第一号、その他の選挙にあつては」を削り、同項第五号中「ポスター」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者が使用するものに限る。)」を加え、同条第十四項中「参議院(選挙区選出)議員」を「参議院議員」に改め、「個人演説会告知用ポスター」の下に「(衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。)」を加え、「第百四十一條第八項ただし書」を「第百四十一條第七項ただし書」に改め、同条第十

五項中「規定」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)」を加える。

第百四十四條第一項第二号の次に次の一号を加える。

一の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者一人について、通常葉書 十五万枚、中央選

挙管理会に届け出た二種類以内のビラ 二十五万枚

第百四十四條第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第二号」を「から第二号まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「及び第二号並びに」を「から第二号まで及び」に改め、「ビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の下に(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第七項とし、同条第九項中「及び第二号」を「から第二号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「及び第一号」を「から第二号まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「おいて」の下に「第一項第一号の二のビラにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称及び同号のビラである旨を表示する記号」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「参議院選挙区選出議員」を「参議院議員」に、「及び第一号」を「から第二号まで」に、「第百四十一條第八項ただし書」を「第百四十一條第七項ただし書」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「及び参議院比例代表選出議員の選挙における候補者」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第百四十四條の五第一項中「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては」を削り、「次に掲げる場合」の下に「(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第二号に掲げる場合)」を加え、同項第一号中「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、「選挙管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「一」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、三)を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。第百六十四條の七第一項中「について」の下に「(参

議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者一人につき演説を行う場所ごとに「を」を加え、同条第二項中「選挙管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)を加える。」

第百六十七條第二項を次のように改める。

2 都道府県の選挙管理委員会は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、参議院(比例代表選出)議員の選挙においては参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)ごとに、一回発行しなければならない。

第百六十八條第二項中「又は参議院(比例代表選出)議員、」又は参議院名簿届出政党等、「又は参議院名簿登載者、」衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては「及び、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 参議院(比例代表選出)議員の選挙において参議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該参議院名簿届出政党等は、当該掲載文の二分の一以上に相当する部分に、各参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、及び写真を貼り付けること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。

第百六十九條第一項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第五項中「又は衆議院(比

例代表選出)議員若しくは参議院(比例代表選出)議員の選挙について一の用紙に二以上の衆議院名簿届出政党等若しくは二以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者若しくは参議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等」を、衆議院(比例代表選出)議員の選挙について一の用紙に二以上の衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合又は参議院(比例代表選出)議員の選挙について一の用紙に二以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等」に改め、同条第六項中「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第百七十五條第一項中「又は参議院(比例代表選出)議員、」又は参議院名簿届出政党等「及び」又は参議院名簿登載者」を削り、「順位」の指示を「の下に」、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の指示を「を加え、同条第二項中「又は参議院(比例代表選出)議員及び」又は参議院名簿届出政党等」を削り、「略称」の指示を「の下に」、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の指示を「を加え、同条第三項中「又は参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては」を、」の選挙にあつては「に改め、」都道府県ごとに「の下に」、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに「を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項本文」を「第三項本文」に改め、「順序」の下に「参議院比例代表選出議員の選挙にあつては同項本文のくじで定める順序及び前項に規定する順序」を加え、「当該市町村」を「当該市町村」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項

を加える。

4 参議院(比例代表選出)議員の選挙における第一項の各参議院名簿届出政党等に係る参議院名簿登載者の氏名の指示の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序(第八十六條の第三項において準用する第八十六條の第二項第九項前段の規定による届出があるときは、当該参議院名簿に記載された氏名の次に、当該届出に係る文書に記載された氏名をその記載された順序のとおりに加えた氏名の順序)による。

第百七十六條中「参議院(選挙区選出)議員」を「参議院議員」に、「鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業等の交通機関を、」鉄道事業、軌道事業及び一般乗合旅客自動車運送事業に係る交通機関(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社の旅客鉄道事業及び一般乗合旅客自動車運送事業並びに国内定期航空運送事業に係る交通機関)に改め、「特殊乗車券」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、通じて六枚の特殊乗車券(運賃及び運輸大臣の定める急行料金を支払うことなく利用することができ、る特殊乗車券をいう。又は特殊航空券)を加える。」

第百七十七條第一項中「第六項」を「第五項」に、「同条第八項を「同条第七項」に改め、「特殊乗車券」の下に「若しくは特殊航空券」を加え、同項第一号中「係るもの」の下に「及び参議院比例代表選出議員の候補者」を加え、同項に次の一号を加える。

四 参議院比例代表選出議員の候補者にあつては、第八十六條の第三項において準用する第八十六條の第二項の規定により当該候補者たる参議院名簿登載者に係る記載が抹消されたとき、第八十六條の第三項において準用する第八十六條の第二項の規定により参議院名簿届出政党等が当該候補者に係る参議院名簿を取り下げたとき又は第八十六條の第三項において準用する第八十六條の第二項の第十二項の規定により当該候補者に係る参議院名簿の届出若しくは当該候補者に係る参議院名簿登載者の補充の届出が却下されたとき。

第百七十七條第二項中「第六項」を「第五項」に、「同条第八項を「同条第七項」に改め、「特殊乗車券」の下に「若しくは特殊航空券」を加える。

第百七十九條の二中「又は参議院(比例代表選出)議員」を削る。

第百八十条第一項ただし書中「候補者届出政党」の下に「若しくは参議院名簿届出政党等」を加え、同条第二項中「候補者届出政党」の下に「又は参議院名簿届出政党等」を加え、同条第三項中「選挙管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)を加え、同条第四項中「候補者届出政党」の下に「若しくは参議院名簿届出政党等」を加える。

第百八十一条第一項、第百八十二条第二項及び第百八十三条第一項中「候補者届出政党」の下に「若しくは参議院名簿届出政党等」を加える。

第百八十六条第二項中「が候補者の届出」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、参議院名簿の届出又は参議院名簿登載者の補充の届出。以下この項において同じ。)」を加える。

第百八十九条第一項中「選挙管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)を加える。」

第百九十二条第一項中「選挙管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)を加え、同条第二項中「公表は」の下に「、中央選挙管理会にあつては官報により」を加え、同条第三項中「選挙管理委員会」の下に「又は中央選挙管理会」を加え、同条第四項中「選挙管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)を加える。」

会、都道府県に改める。

第百九十四条第一項中、「次に掲げる選挙においては、」を削り、「につき、」の下に「参議院比例代表選出議員の選挙にあつては政令で定める額を、その他の選挙にあつては」を加える。

第百九十六条中「選挙管理委員会の下に」(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)を加える。

第百九十七条第一項第二号中「まで若しくは第八項の下に、」第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段を加え、同項第六号中「候補者届出政党」の下に「又は参議院名簿届出政党等」を加える。

第百九十七条の二第一項中「又は参議院比例代表選出議員を削り、」行ふもの」の下に「及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行ふもの」を、「選挙管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)を加え、同条第二項中「又は参議院(比例代表選出議員を削り、」まで若しくは第八項の下に、」第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段を、「選挙管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)を加え、同条第五項中「選挙管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)を加える。

第二百一条の四第九項中「記号を」の下に、「参議院名簿登載者が使用するものにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称を加える。

第二百一条の十一第一項中「公職の候補者の推薦、支持その他選挙運動(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、当該参議院名簿届出政党等の選挙運動)」を「所属候補者(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては当該参議院名簿届出政党等又は当該参議院名簿登載者、都道府県知事又は市長の選挙にあつては所属候補者又は支援候補者)

の選挙運動」に改め、同条第七項中「参議院名簿届出政党等」の下に「又は当該参議院名簿登載者」を加える。

第二百四条中「参議院名簿届出政党等」の下に「又は参議院名簿登載者」を加える。

第二百八条第一項中「同条第四項において準用する場合を含む。」を、「第百一条の二の二第二項」に改める。

第二百九条の二中「第九十五条の二」の下に「若しくは第九十五条の三」を加え、「得票数から」を「得票数(各参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。以下この項及び次項において同じ。)の得票数を含むものをいう。から」に、「得票数」に「を」得票数(各参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票数を含むものをいう。に」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、各参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の有効投票及び当該参議院名簿届出政党等の有効投票(当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の有効投票を含むものをいう。)の計算については、その開票区ごとに、各参議院名簿登載者の得票数及び当該参議院名簿届出政党等の得票数(当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票数を含むものをいう。以下この項において同じ。から、前項の規定によりあん分して得た数を各参議院名簿登載者の得票数及び当該参議院名簿届出政党等の得票数に

応じてあん分して得た数をそれぞれ差し引くものとする。

第二百十條第一項ただし書及び第二項並びに第二百十一條第一項ただし書中「第百一条第二項」の下に、「第百一条の二の二第二項」を加える。

第二百十七條中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、「第二百四条又は」第二百四条又は

に、「(高等裁判所)を」高等裁判所、参議院比例代表選出議員の選挙については東京高等裁判所」に改める。

第二百二十六條第二項、第二百二十七條及び第二百二十八條第一項中「又は参議院比例代表選出議員を削り、」政党その他を「政党その他に改め、」略称の下に、「参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称を加える。

第二百三十五條第一項中「の届出」の下に、「その者に係る参議院名簿届出政党等の届出」を加える。

第二百三十七條の二中「より公職の候補者及び指示する公職の候補者」の下に「(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む)」を加える。

第二百三十八條の二第一項中「若しくは第九項」を「若しくは第九項前段」に改める。

第二百四十三條第一項第二号中、「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同項第八号の四中「又は第二項」を削る。

第二百四十四條第一項第二号中「第百四十一條第六項」を「第百四十一條第五項」に改め、同項第五号の二中「第百五十四條の五第五項」を「第百六十四條の五第四項」に改める。

第二百五十一條の二第一項第一号中「選挙運動」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、参議院名簿登載者のために行う選挙運動に限る。次号を除き、以下この条及び次条において同じ。)を加え、同条第五項中「又は参議院比例代表選出議員を削る。

第二百五十一條の三第三項及び第二百五十一條の四第二項中「又は参議院(比例代表選出議員)を削る。

第二百五十四條の二第一項中「又は参議院(比例代表選出議員)を削り、同条第三項中「かつ、」の下に「(参議院(比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会に、その他の選挙については)」を加える。

第二百五十五條第一項中「指示する公職の候補者」の下に「(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

第二百六十三條第五号の三中「第百四十一條第六項」を「第百四十一條第五項」に改め、同条第五号の四中「第百四十一條第八項」を「第百四十一條第七項」に改め、同条第六号中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第二百六十四條第三項中「第百四十一條第九項」を「第百四十一條第八項」に改める。

第二百七十一條の四中「並びに候補者届出政党」を、「候補者届出政党」に改め、「除く。後再び当該選挙の候補者となつたもの」の下に「並びに参議院名簿届出政党等の届出に係る候補者であつた者で公職の候補者たる参議院名簿登載者でなくなつた後再び当該選挙の候補者たる参議院名簿登載者となつたもの」を加える。

附則第八項中「選挙運動専ら第四十九條の二(在外投票)の規定による投票に関する選挙運動で、国外においてするものを除く。」を「専ら第四十九條の二の規定による投票に関する選挙運動で、」に改める。

別表第三中「岡山県 四人を」岡山県 二人に、「熊本県 四人を」熊本県 二人に、「鹿児島県 四人を」鹿児島県 二人に改める。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(適用区分等) 第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第四條第二項及び別表第三の規定を除く。)及びこの法律による

平成十二年十月十九日 参議院會議録第四号 公職選挙法の一部を改正する法律案

改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に
関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の
規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」と
いう。)以後初めてその期日を公示される参議院
議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の
日の前日までにその期日を告示される参議院議
員の選挙については、なお従前の例による。

2 新法第四條第二項及び別表第三の規定は、施
行日以後その期日を公示される参議院議員の通
常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙に
ついて適用し、施行日の前日までにその期日を
公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに

係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前
の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び第一項の規
定によりなお従前の例により行われる選挙に係
るこの法律の施行後にした行為については、な
おこの法律による改正前の公職選挙法第十六章
の規定の例による。

(参議院議員の定数に関する特例)
第三條 参議院議員の定数は、新法第四條第二項
の規定にかかわらず、平成十三年七月二十二日
又は平成十三年に行われる通常選挙の期日の前
日のいずれか遅い日までの間は、二百五十二人

とし、当該遅い日の翌日から平成十六年七月二
十五日までの間は、二百四十七人とする。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)
第四條 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十
二年法律第三十六号)の一部を次のように改
正する。

第四十九條の表第二百二十八條第一項の項中
「被選挙人の氏名」を「又は被選挙人の氏名」に、
「投票の内容」を「又は投票の内容」に改め、同表
第二百三十七條の二の項中「公職の候補者の」を
「公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登
載者を含む。)」に改める。

(漁業法の一部改正)
第五條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七
号)の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項の表以外の部分中「第六十
八條の二第二項及び第三項」を「第六十八條の二
第二項、第三項及び第五項」に、「第一百一条の
二」を「から第一百一条の二の二」に改め、「第
二百八條」の下に、「第二百九條の二第二項」を
加える。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する
法律の一部改正)
第六條 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関
する法律の一部を次のように改正する。

第五條第七項の表を次のように改める。

開票の 選挙人の 数	投票の 翌日	区市町村		区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千人未満		三三七、九五六 ^円	三五〇、七〇八 ^円	三三七、三九六 ^円	三五〇、一四八 ^円	三〇二、〇一八 ^円	三三三、一七六 ^円				
二千人未満		三七八、三九〇	三九二、七三六	三七七、二七〇	三九一、六一六	三三四、一一八	三三六、〇七三				
三千人未満		五二五、八九三	五三五、八一八	五二四、二二三	五三四、一三八	四四三、二八七	四六〇、〇二四				
五千人未満		六八二、九三九	七〇九、二四〇	六七八、四五九	七〇四、七六〇	五八九、〇七九	六一一、三九五				
一万人未満		八八二、一五七	九一五、六三二	八七四、三二七	九〇七、七九一	七四八、七〇九	七七六、六〇四				
一万五千人未満		一、一四七、三〇七	一、一九一、一四二	一、一三五、五四七	一、一七九、三八二	九七三、五四一	一、〇二〇、二〇三				
二万人未満		一、二九六、八九一	一、三四四、七一一	一、二七九、五三一	一、三三七、三五二	一、〇九八、二二二	一、一三八、〇七一				
三万人未満		一、四九一、九六一	一、五四六、九五四	一、四七〇、六八一	一、五五五、六七四	一、二七〇、五七七	一、三二六、八〇三				
三万人以上		一、七七七、八〇〇	一、八四〇、七六三	一、七四四、七六〇	一、八〇七、七三三	一、五〇五、八七八	一、五五八、四八〇				

第五条第八項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数		投票の翌日		区		市		町		村	
千 人 未 満	千 人 以 上	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
二 千 人 未 満	二 千 人 以 上	二七六、二八八円	三二〇、八二四	二八九、〇四〇円	二四一、七五二円	二五九、〇二〇	二七〇、九七五	二五二、九二〇円			
千 人 未 満	千 人 以 上	四三一、七〇〇	五六九、八四四	四五一、六二五	三八二、六二八	三六二、六二八	三七九、三六五	五〇五、八二〇			
五 千 人 未 満	五 千 人 以 上	七三五、二五六	九四九、七四〇	七五八、七三〇	六〇四、三八〇	六三三、二七五	八三〇、九九〇	九〇三、二五〇			
一 万 五 千 人 未 満	一 万 五 千 人 以 上	一、〇三六、〇八〇	一、一九一、四九二	一、〇八三、九〇〇	一、〇〇一、五四四	一、〇四七、七七〇	一、一九二、二九〇				
二 万 五 千 人 未 満	二 万 五 千 人 以 上	一、二四六、四八五	一、四二七、一三五								
三 万 人 未 満	三 万 人 以 上										

第五条第九項の表を次のように改める

開票区の選挙人の数		投票の翌日		区		市		町		村	
千 人 未 満	千 人 以 上	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
二 千 人 未 満	二 千 人 以 上	三九四、七六二	三九四、七六二	三九四、七六二	三九四、七六二	三九四、七六二	三九四、七六二	三九四、七六二	三九四、七六二	三九四、七六二	三九四、七六二
千 人 未 満	千 人 以 上	三三三、六二〇円	三三三、六二〇円	三三三、六二〇円	三三三、六二〇円	三三三、六二〇円	三三三、六二〇円	三三三、六二〇円	三三三、六二〇円	三三三、六二〇円	三三三、六二〇円
二 千 人 未 満	二 千 人 以 上	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三
三 千 人 未 満	三 千 人 以 上	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三	五二四、七四三
五 千 人 未 満	五 千 人 以 上	六九四、六二二	六九四、六二二	六九四、六二二	六九四、六二二	六九四、六二二	六九四、六二二	六九四、六二二	六九四、六二二	六九四、六二二	六九四、六二二

第五条第十項の表を次のように改める。

開票区 の選挙 人の数	投票の翌日	区市町村	
		区	市
一万人以上	八九七、〇二五	九三〇、四九九	八八九、一八五
一万人以上 五千人未満	一、一六六、七七七	一、二二〇、六二二	一、一五五、〇二七
二万人以上 一万人未満	一、三二八、一三一	一、三六五、九五二	一、三〇〇、七七二
三万人以上 二万人未満	一、五二六、三八七	一、五七一、三八〇	一、四九五、一〇七
三万人以上	一、八〇五、七六六	一、八六八、七二九	一、七七二、七二六

開票区 の選挙 人の数	投票の翌日	町	
		平	休
一万人以上	二八二、九五二 _円	二九四、七〇四 _円	二四六、七〇八 _円
一万人以上 五千人未満	三二七、一九六	三三二、五四二	二六四、三三〇
二万人以上 一万人未満	四四〇、五五〇	四六〇、四七五	三七〇、〇六二
三万人以上 二万人未満	五八二、五二六	六〇七、八二七	四九三、四二六
三万人以上	七四〇、一二四	七七三、五九八	六二六、七七〇

開票区 の選挙 人の数	投票の翌日	村	
		平	休
一万人以上	九三〇、四九九	八八九、一八五	九三二、六五九
一万人以上 五千人未満	一、二二〇、六二二	一、一五五、〇二七	一、一九八、八五二
二万人以上 一万人未満	一、三六五、九五二	一、三〇〇、七七二	一、三四八、五九二
三万人以上 二万人未満	一、五七一、三八〇	一、四九五、一〇七	一、五五〇、一〇〇
三万人以上	一、八六八、七二九	一、七七二、七二六	一、八三五、六八九

開票区 の選挙 人の数	投票の翌日	村	
		平	休
一万人以上	八八九、一八五	九三二、六五九	七六一、〇九九
一万人以上 五千人未満	一、一五五、〇二七	一、一九八、八五二	九八九、八三五
二万人以上 一万人未満	一、三〇〇、七七二	一、三四八、五九二	一、一二五、九二二
三万人以上 二万人未満	一、四九五、一〇七	一、五五〇、一〇〇	一、二九一、一〇九
三万人以上	一、七七二、七二六	一、八三五、六八九	一、五二九、二四二

開票日の選挙人数		開票日の選挙人数		開票日の選挙人数	
平日	休日	平日	休日	平日	休日
区		市		町村	

千人未滿	六、一、六六八 _円	三一〇、三三四 _円	六、一、一〇八 _円	三〇九、七六四 _円	六〇、二六六 _円	二七七、八四〇 _円
二千千人未滿上	六七、五六六	三四七、三〇四	六六、四四六	三四六、一八四	六五、〇九八	二九八、二一三
三千千人未滿上	八四、一九三	四七二、七一八	八二、五一三	四七一、〇三八	八〇、六五九	四〇七、〇二〇
五千千人未滿上	一一三、〇九五	六二五、九四八	一〇八、六一五	六二二、四六八	一〇五、五七五	五四〇、七三三
一五万人未滿上	一五六、九〇一	八〇九、六三三	一四九、〇六一	八〇一、七八三	一四四、三三九	六八八、二六四
一万五千人未滿上	一九七、五六七	一、〇五二、三三二	一八五、八〇七	一、〇四〇、五六二	一七九、二二三	八九四、〇九九
二万五千人未滿上	二六〇、八一一	一、一九三、二七一	二四三、四五二	一、一七五、九一一	二三四、八二二	一、〇二一、八七二
三万千人未滿上	三〇〇、四六九	一、三七二、七九八	二七九、一八九	一、三五一、五二八	二六九、〇三三	一、一七〇、四一一
三万人以上	四一三、六二八	一、六四一、三六七	三八〇、五八八	一、六〇八、三三七	三六六、一九〇	一、三九一、八九六

開票区 の選挙人の数		区	市	町	村
千	人	未	満	二四八、六五六 _円	二二七、五七四 _円
二千	千人	以未	満上	二七九、七三八	二三三、一一五
三二	千人	以未	満上	三八八、五三五	三三六、三六一
五三	千人	以未	満上	五一二、八五三	四三五、一四八

一五	万人	一人	未以	滿上	六五二、七三二	五四三、九三五
一一	万五千人	一人	未以	滿上	八五四、七五五	七一四、八八六
二一	万五千人	一人	未以	滿上	九三一、四六〇	七七七、〇五〇
三二	万万	一人	未以	滿上	一、〇七三、三三九	九〇一、三七八
三	万人	一人	以上		一、二二七、七三九	一、〇二五、七〇六

第八条第二項の表以外の部分中「又は参議院比例代表選出議員を削り、同条第四項の表以外の部分中」又は参議院比例代表選出議員を削り、同条第四項の表以外の部分中「又は参議院名簿届出政党等を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「次項及び」を「次項及び第六項並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 参議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一票区について次の表に掲げる額(候補者数が三百五十人以上の場合においては、三百五十人を超える数五十人ごとに二十円を加算した額)とする。

候補者数	金額
百人未満	六〇円
百人以上 百五十人未満	八七
百五十人以上 二百人未満	一〇九
二百人以上 二百五十人未満	一三三
二百五十人以上 三百人未満	一五五
三百人以上 三百五十人未満	一七七
三百五十人以上	一九九

第八条に次の一項を加える。

6 参議院比例代表選出議員の選挙における不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、当該場所一箇所について一の投票区の第三項の規定による基本額に相当する額とする。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第七条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六

年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「第六十八條の二第二項及び第三項」を「第六十八條の二第二項、第三項及び第五項」に改め、「第九十五條の二」の下に、「第九十五條の三」を加え、「第一百一条の二」を「から第一百一条の二の二まで」に改め、「第二百八條」の下に、「第二百九條の二第二項」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十七第二項中「公職選挙法第八十六條又は」を「公職選挙法第八十六條、第八十六條の三又は」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条の十七の規定は、個人が施行日以後に支出する同条第一項に規定する政治活動に関する寄附に係る支出金について適用する。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第十条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「衆議院議員の」及び「参議院議員の」を削り、同条に次の一項を加える。

4 通常選挙における比例代表選出議員の選挙における第三項第一項第一号及び第五項第一項第七号に規定する政治団体の得票総数は、公職選挙法第八十六條の三第一項の規定による届出をした当該政治団体の得票総数(当該政治団体に係る各参議院名簿記載者(同項に規定する参議院名簿記載者をいい、当該選挙の期日において候補者たる者に限る。)の得票総数を含むものをいう。)とする。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定による改正後の政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十四条第四項の規定は、施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。以下同じ。)の得票総数について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政治団体の得票総数については、なお従前の例による。

この法律の施行に伴い必要となる経費
この法律の施行に伴い必要となる経費としては、参議院議員の通常選挙について過去の候補者数等に基づき推計すると約七十二億円の増加となる見込みである。

投票者氏名
議長選挙投票者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 裕君	石井 道子君
石渡 清元君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君

岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
金本 邦茂君	鎌田 要人君
亀井 郁夫君	亀谷 博昭君
木村 仁君	岸 宏二君
北岡 秀二君	久野 恒一君
香掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
清水嘉与子君	清水 達雄君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
月原 茂皓君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 真人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	長峯 基君
成瀬 守重君	西田 吉宏君
野沢 太三君	野間 越君
南野知恵子君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	畑 恵君
服部三雄雄君	林 芳正君
日出 英輔君	保坂 三蔵君
星野 明市君	真鍋 賢二君
松谷倉一郎君	松田 岩夫君
松村 龍二君	三浦 一水君
水島 裕君	溝手 顕正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君

矢野 哲朗君	山内 俊夫君	風間 昶君	木庭健太郎君	議長不信任決議案(久保君外三名発議)(委員会審査省略要求事件)	賛成者(白色票)氏名	九六名	須藤美也子君	立木 洋君
山崎 力君	山崎 正昭君	沢 たまき君	白浜 一良君				富樫 練三君	西山登紀子君
山下 善彦君	山本 一太君	高野 博師君	但馬 久美君	鶴岡 洋君	足立 良平君	八田ひろ子君	畑野 君枝君	
依田 智治君	吉川 芳男君	統 訓弘君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	朝日 俊弘君	筆坂 秀世君	林 紀子君	
吉村剛太郎君	若林 正俊君	日笠 勝之君	益田 和夫君	益田 洋介君	石田 美栄君	今井 澄君	宮本 岳志君	
脇 雅史君	足立 良平君	福本 潤一君	森本 晃司君	森本 晃司君	今泉 昭君	海野 徹君	吉岡 吉典君	
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	松 あきら君	山本 保君	山本 保君	江田 五月君	江本 孟紀君	大淵 絹子君	
伊藤 基隆君	石田 美栄君	山下 栄一君	阿部 幸代君	阿部 幸代君	小川 勝也君	小川 敏夫君	日下部徳代子君	
今井 澄君	今泉 昭君	渡辺 孝男君	池田 幹幸君	池田 幹幸君	岡崎トミ子君	勝木 健司君	谷本 巍君	
海野 徹君	江田 五月君	井上 美代君	岩佐 恵美君	岩佐 恵美君	川橋 幸子君	木俣 佳文君	田 英夫君	
江本 孟紀君	小川 勝也君	市田 忠義君	笠井 亮君	笠井 亮君	北澤 俊美君	久保 亘君	久保 亘君	
小川 敏夫君	岡崎トミ子君	緒方 靖夫君	小泉 親司君	小泉 親司君	郡司 彰君	小林 元君	小山 峰男君	
勝木 健司君	川橋 幸子君	小池 晃君	立木 洋君	立木 洋君	小宮山洋子君	佐藤 泰介君	齋藤 勁君	
木俣 佳文君	北澤 俊美君	須藤美也子君	西山登紀子君	西山登紀子君	興石 東君	佐藤 泰介君	齋藤 勁君	
久保 亘君	郡司 彰君	富樫 練三君	畑野 君枝君	畑野 君枝君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	笹野 貞子君	
小林 元君	小宮山洋子君	橋本 敦君	林 紀子君	林 紀子君	菅川 健二君	高嶋 良充君	竹村 泰子君	
小山 峰男君	興石 東君	八田ひろ子君	宮本 岳志君	宮本 岳志君	高橋 千秋君	千葉 景子君	寺崎 昭久君	
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	筆坂 秀世君	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君	谷林 正昭君	角田 義一君	直嶋 正行君	
齋藤 勁君	櫻井 充君	山下 芳生君	大淵 絹子君	大淵 絹子君	菅野 壽君	内藤 正光君	羽田雄一郎君	
笹野 貞子君	菅川 健二君	吉川 春子君	菅野 壽君	菅野 壽君	清水 澄子君	福島 瑞穂君	平田 健二君	
高嶋 良充君	高橋 千秋君	梶原 敬義君	照屋 寛徳君	照屋 寛徳君	三野野栄子君	岩本 莊太君	堀 利和君	
竹村 泰子君	谷林 正昭君	日下部徳代子君	岩本 莊太君	岩本 莊太君	田名部匡省君	堂本 曉子君	水野 誠一君	
千葉 景子君	角田 義一君	谷本 巍君	田名部匡省君	田名部匡省君	高橋 令則君	平野 貞夫君	石井 一二君	
寺崎 昭久君	内藤 正光君	淵上 貞雄君	三野野栄子君	三野野栄子君	高橋 令則君	平野 貞夫君	島袋 宗康君	
直嶋 正行君	羽田雄一郎君	山本 正和君	岩本 莊太君	岩本 莊太君	堂本 曉子君	平野 貞夫君	魚住 汎英君	
長谷川 清君	平田 健二君	山本 正和君	岩本 莊太君	岩本 莊太君	堂本 曉子君	平野 貞夫君	魚住 汎英君	
広中和歌子君	福山 哲郎君	椎名 素夫君	田名部匡省君	田名部匡省君	堂本 曉子君	平野 貞夫君	魚住 汎英君	
藤井 俊男君	堀 利和君	高橋紀世子君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	平野 貞夫君	魚住 汎英君	
本田 良一君	前川 忠夫君	松岡満壽男君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	平野 貞夫君	魚住 汎英君	
松崎 俊久君	松崎 俊久君	田村 秀昭君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	平野 貞夫君	魚住 汎英君	
円より子君	峰崎 直樹君	戸田 邦司君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	平野 貞夫君	魚住 汎英君	
本岡 昭次君	篠瀬 進君	渡辺 秀央君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	平野 貞夫君	魚住 汎英君	
柳田 稔君	山下八洲夫君	佐藤 道夫君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	平野 貞夫君	魚住 汎英君	
吉田 之久君	和田 洋子君	西川きよし君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	平野 貞夫君	魚住 汎英君	
薬科 満治君	荒木 清寛君	中村 敦夫君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	平野 貞夫君	魚住 汎英君	
魚住裕一郎君	海野 義孝君		堂本 曉子君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	平野 貞夫君	魚住 汎英君	
大森 礼子君	加藤 修一君		堂本 曉子君	堂本 曉子君	堂本 曉子君	平野 貞夫君	魚住 汎英君	

反對者(青色票)氏名	一二六名
阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
石井 道子君	石渡 清元君
泉 信也君	市川 一朗君
入澤 肇君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
亀井 郁夫君	龜谷 博昭君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久野 恒一君
沓掛 哲男君	国井 正幸君

反対者(青色票)氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君	須藤美也子君	立木 洋君
青木 幹雄君	有馬 朗人君	富樫 練三君	西山登紀子君
石井 道子君	石渡 清元君	橋本 敦君	畑野 君枝君
泉 信也君	市川 一朗君	八田ひろ子君	林 紀子君
入澤 肇君	岩井 國臣君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君
岩城 光英君	岩崎 純三君	山下 芳生君	吉岡 吉典君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	吉川 春子君	大淵 絹子君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	梶原 敬義君	日下部徳代子君
大島 慶久君	大野つや子君	吉川 春子君	谷本 巍君
太田 豊秋君	扇 千景君	吉川 春子君	田 英夫君
岡野 裕君	加藤 紀文君	吉川 春子君	淵上 貞雄君
加納 時男君	狩野 安君	吉川 春子君	山本 正和君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	吉川 春子君	高橋 令則君
片山虎之助君	金田 勝年君	吉川 春子君	平野 貞夫君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	吉川 春子君	西川きよし君
亀井 郁夫君	龜谷 博昭君	吉川 春子君	
木村 仁君	岸 宏一君	吉川 春子君	
北岡 秀二君	久野 恒一君	吉川 春子君	
杏掛 哲男君	国井 正幸君	吉川 春子君	

倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
清水嘉与子君	清水 達雄君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
月原 茂皓君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
畑 恵君	服部三男雄君
林 芳正君	日出 英輔君
保坂 三蔵君	星野 朋市君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君
松田 岩夫君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
溝手 顕正君	村上 正邦君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君

公職選挙法の一部を改正する法律案(片山虎之助君外四名発議)

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
石井 道子君	石渡 清元君
泉 信也君	市川 一朗君
入澤 肇君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
金本 邦茂君	鎌田 要人君
亀井 郁夫君	亀谷 博昭君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久野 恒一君
沓掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
清水嘉与子君	清水 達雄君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
月原 茂皓君	常田 享詳君

反対者氏名

佐藤 道夫君

西川きよし君

鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
畑 恵君	服部三男雄君
林 芳正君	日出 英輔君
保坂 三蔵君	星野 朋市君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君
松田 岩夫君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
溝手 顕正君	村上 正邦君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
佐藤 道夫君	日笠 勝之君
中島 啓雄君	福本 潤一君
中曾根弘文君	松 あきら君
長峯 基君	山下 米一君
西田 吉宏君	渡辺 孝男君

米軍人・軍属等のマイカーに対する自動車税等の課税に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十二年九月二十八日

参議院議長 斎藤 十朗殿 照屋 寛徳

米軍人・軍属等のマイカーに対する自動車税等の課税に関する質問主意書

今年の七月、私が師事する前田哲男東京国際大学教授が「在日米軍基地の収支決算(筑摩書房)なる本を出版した。この本の中で前田教授は、「日米安保条約にもとづく両国の同盟関係が、いったいどのような財政基盤、経費負担の下で運用されているかを分析し」、「いわゆる「思いやり予算」の問題を中心に、日米安保のバランスシートを明らかにしている。

同時に、この本の中では日米安保条約第六条の「基地許与を具体化し、日本に駐留する米軍部隊の活動に必要な基地の提供、そして軍人・軍属・家族の権利や特典について定めた日米安保条約の付属協定ともいべき日米地位協定の問題点についても多角的に分析している。

ところで、沖縄県は二〇〇〇年八月、政府に対し「日米地位協定の見直しに関する要請」を行っている。この要請の内容は多岐に渡るが、ここでは米軍人・軍属らの私有車両に対する自動車税等の課税について、その仕組みを明らかにし、現行制度の改定を強く求めるものである。

そもそも日米地位協定に基づく米軍人・軍属とその家族らに対する税金の免除などの経済的特権付与は、課税自主権などの経済主権がアメリカによって侵害されていると言わざるを得ない。主権国家として極めて由々しき問題である。

一九五二年六月の日米合同委員会合意では「米軍人らの私有車両にたいしても日本国法が全面的に適用され、登録及び車両検査の業務は日本政府

当局が行う」となっている。

米軍人・軍属とその家族らの私有車両は、日本国民の私有車両と全く同じ方法で日本国内で運行の用に供されているにもかかわらず、それらの者に対する自動車税、軽自動車税を減額しなければならぬ合理的理由はない。

以下、質問する。

一、二〇〇〇年四月一日現在の米軍人・軍属とその家族らが私有する車両台数及び車両の種別内訳台数について、全国と沖縄県とに分けて明らかにされたい。

二、一九九九年実績で米軍人・軍属とその家族らが私有する車両に賦課された自動車税・軽自動車税額について、車両の種別ごとに全国と沖縄県とに分けて明らかにされたい。

三、米軍人・軍属とその家族らの私有車両に対する自動車税・軽自動車税等の課税について、日米合同委員会における合意内容を詳細に明らかにされたい。

四、米軍人・軍属とその家族らの所有する私有車両に対する税率はどのように決定されるのか。なぜ民間車両よりも著しく低い税率になっているのか、その理由を明らかにされたい。

五、一九九九年課税実績で米軍人・軍属とその家族らの私有する車両に民間車両と同じ税率で課税した場合、自動車税・軽自動車税の差額はいくらかになるか明らかにされたい。

六、政府は、米軍人・軍属とその家族らの所有する私有車両まで自動車税等を優遇し、軽減措置することが、我が国の安全保障と防衛に貢献するものであると考えているのか明らかにされたい。

七、国の要請に基づき行われた自動車税等の軽減措置によって生じた税収減分は、本来国が補てんすべきと考えるが、政府の考えを明らかにされたい。

八、沖縄県は「日米地位協定の見直しに関する要請」の中で、第十三条関係(租税)について「合衆

国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること」を求めているが、政府は、米政府と日米地位協定の改正交渉をなし、沖縄県の右要請を実現する方策を有するのかわりに明らかにされたい。

右質問する。

平成十二年十月十七日

内閣総理大臣 森 喜朗

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属等のマイカーに対する自動車税等の課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属等のマイカーに対する自動車税等の課税に関する質問に対する質問に対する答弁書

一及び二について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。第十三条第三項及び第十四条第六項の適用を受ける者(以下「米軍構成員等」という。))の私有車両について、自動車税及び軽自動車税の賦課の対象となる平成十一年四月一日現在における車種別の車両台数並びにこれらに対する平成十一年度における自動車税及び軽自動車税の課税額は、別表のとおりである。なお、平成十二年四月一日現在の車両台数は把握していない。

三について

御質問の米軍構成員等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の課税に関しては、日米地位協定第二十五条第一項に基づき設置される合同委員会(以下「合同委員会」という。)の平成

十一年二月の協議において、日米地位協定第十三条第三項及び第十四条第六項の規定に関し、我が国では、税率が各種の車両による道路使用度に対応していないので、米軍構成員等は、私有車両による道路の使用について次の金額を納付し、我が国の地方公共団体は、車両の所有者である米軍構成員等から当該金額を受領する旨合意されている。

普通乗用車 一万九千円(総排気量が四・五

リットルを超えるものは、二万二千円)

普通トラック 三万二千円

小型乗用車 七千五百円

小型トラック 七千五百円

軽自動車(四輪以上のもの) 三千円

軽自動車(二輪又は三輪のもの) 千円

二輪の小型自動車 千円

原動機付自転車 五百円

四について

米軍構成員等は、日米地位協定第十三条第三項又は第十四条第六項の規定により、動産の保有、使用等についての我が国における租税を免除されるが、これらの規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではないとされている。

自動車税及び軽自動車税は、財産税と道路損傷負担金の性格を併せ持つものと解されており、このうち道路損傷負担金に相当する部分が右にいう「道路の使用について納付すべき租税」に該当するものとして、米軍構成員等の私有車両に対して課税されることとなること、地方税法(昭和二十五法律第二十二号)に定められた標準税率のうち「道路の使用について納付すべき租税」に相当する部分を明確にするため、合同委員会における協議により具体的な税率(以下「合意税率」という。)を定めているものである。

五について

平成十一年度に、米軍構成員等の私有車両に

対し、地方税法に定める標準税率で自動車税及び軽自動車税を課税した場合の課税額を試算すると、全国で自動車税二十億三千七百四十一万円、軽自動車税八百七十三万九千円であり、実際の課税額との差は、自動車税十六億六千六百二十三万円、軽自動車税四百九十九万九千円である。

六について

日米地位協定第十三条第三項又は第十四条第六項の規定に照らして、米軍構成員等が保有する私有車両の自動車税及び軽自動車税については、財産税に相当する部分が免除されることとなる。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号)は、我が国の安全並びに極東の平和及び安全の維持に寄与していると考えるところ、日米地位協定は、右に述べた租税の免除を含めて、全体として、同条約の目的達成のため我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という。)の我が国における円滑な活動を確保するため、米軍による我が国における施設及び区域の使用並びに我が国における米軍の地位につき規定しているものである。

なお、米軍構成員等に対して租税のうち財産税に相当する部分を免除することについては、北大西洋条約機構(NATO)地位協定においても類似の規定が存在しており、国際的慣行にかんがみても均衡を失しているとは考えていない。

七について

標準税率と合意税率との差異があるからといって、直ちに国による補てんが必要な収入減が生じているものとは考えていない。なお、合意税率により課税されるべき自動車税又は軽自動車税に係る地方交付税法(昭和二十五法律第二百一十一号)に規定する基準財政収入額は、

平成十二年十月十九日 参議院會議録第四号 質問主意書及び答弁書

合意税率で課税した場合の収入額を基礎として算定されており、標準税率と合意税率との差異は、基準財政収入額の算定上反映される仕組みとなっている。

八について

日米地位協定第十三条第三項又は第十四条第六項の規定に照らして、米軍構成員等が保有する私有車両の自動車税及び軽自動車税については、財産税に相当する部分が免除されることとなるが、このように米軍構成員等に対して租税のうち財産税に相当する部分を免除することについては、北大西洋条約機構(NATO)地位協定においても類似の規定が存在しており、国際

的慣行にかんがみても均衡を失しているとは考えていない。

なお、政府としては、これまでも沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告に九項目の日米地位協定の運用の改善措置を盛り込み、その後、これらすべてを実施に移す等、日米地位協定の運用の改善に真摯に取り組んでいくところである。今後とも、沖縄県の要請に真摯に耳を傾けつつ、「普天間飛行場の移設に係る政府方針(平成十一年十二月二十八日閣議決定)」にあるとおり、日米地位協定の運用の改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努めていく考えである。

別表

米軍構成員等の私有車両の平成十一年四月一日現在における車種別の車両台数並びにこれらに対する自動車税及び軽自動車税の課税額

自動車税の課税の対象となる車両台数	車 種		全 国	沖 縄 県
	乗用車	トラック		
軽自動車税の賦課の対象となる車両台数	乗用車	トラック	五万二千二百五十台	二万四千五百六十三台
自動車税の課税額	乗用車	トラック	四百三十七台	二百十四台
軽自動車税の課税額	乗用車	トラック	九台	〇台
乗用車	乗用車	乗用車	九百六十五台	二百三十一台
乗用車	乗用車	乗用車	千三百八十八台	四百一十五台
乗用車	乗用車	乗用車	四億九千三百六十五万三千円	一億九千三百六十五万三千円
乗用車	乗用車	乗用車	三百二十七万八千円	百六十五万五千円
乗用車	乗用車	乗用車	十四万九千円	〇円
乗用車	乗用車	乗用車	六万二千円	一万三千円
乗用車	乗用車	乗用車	二百七十二万二千円	五十六万五千円
乗用車	乗用車	乗用車	九十六万五千円	四十二万五千円

(注) 千円未満の金額は、四捨五入している。

中川秀直官房長官が日本青年社に対し礼状を送付した件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十二年十月四日

参議院議長 斎藤 十朗殿

小川 敏夫

中川秀直官房長官が日本青年社に対し礼状を送付した件に関する質問主意書

日本青年社の機関紙「青年戦士」七・八月合併号(二〇〇一年七月二五日号)一面に、「石原慎太郎都知事『尖閣問題を語る』のビデオテープ贈呈に国立国会図書館、中川秀直内閣官房長官から日本青年社に感謝の手紙」という広告が掲載されている。

贈呈されたビデオは、本年五月九日、「アイメッセ山梨」で開催された「中尾栄一を支援する総決起集会」における石原慎太郎東京都知事の講演を編集したもので、石原知事は、「魚釣島に灯台をということで、純粋な右翼学生が頑張り、我々もこれを支援した。これを聞きつけ、意気に感じてくれた立派な右翼の日本青年社が行き、ちゃんとした灯台をつくり、これを正式なものにしよう」ということで、運輸省と相談しながら手を加えて仕上げた」と持論を展開している場面を内容とするものである。

言うまでもなく、尖閣問題は日中間の極めてセンシティブな外交問題であり、政府高官の行動は、当該ビデオが政府の見解であると混同・誤認されることがないよう、慎重を期すべきである。

したがって、次の事項について質問する。

一 中川官房長官が日本青年社に対し礼状を出したのは事実か。国立国会図書館への寄贈に対し、官房長官が礼状を出した例は過去に存在したか。

二 中川官房長官は、当該ビデオを見たか。ある

いは、ビデオの内容を把握しているか。

三 当該ビデオが国立国会図書館に寄贈されたことに対し、官房長官名で礼状を出すということは、政府が石原知事や日本青年社の主張を肯定したと受け取られる可能性もあるが、中川官房長官にそのような認識はあったか。

四 中川官房長官は、日本青年社とどのような関係があるのか。また同団体の実態をどのように認識しているか。同団体の滑川裕二副会長とは親しいのか。

五 日本青年社の滑川裕二副会長が、中川官房長官に対し、同長官のいわゆる愛人問題等に係る内容証明郵便を送付した事実はあるか。あるとすれば、当該内容証明郵便に摘示されている内容について、交渉等を行った事実はあるか。また、当該内容証明郵便送付及びその処理と前記礼状送付は何らかの関連があるのか。

右質問する。

平成十二年十月十七日

内閣総理大臣 森 喜朗

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員小川敏夫君提出中川秀直官房長官が日本青年社に対し礼状を送付した件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川敏夫君提出中川秀直官房長官が日本青年社に対し礼状を送付した件に関する質問に対する答弁書

一及び三について

本年七月頃、中川内閣官房長官の議員会館事務所に日本青年社からビデオテープが贈られ、同議員会館事務所から、儀礼上の行為として礼状を出したことはあるが、同内閣官房長官が国立国会図書館への寄贈に対して礼状を出した事実はないと承知している。

なお、国立国会図書館への寄贈に対し、内閣官房長官が礼状を出した過去の例については、承知していない。

二について

中川内閣官房長官は、当該ビデオテープを見ておらず、また、内容を把握していないと承知している。

四について

中川内閣官房長官は、日本青年社とは何らかのかわりがなく、また、日本青年社については、一般に知られていること以上の知識は有していないものと承知している。

五について

平成八年頃御指摘の内容証明郵便が当時の中川科学技術庁長官に対し送られてきた事実はあるが、その郵便物に関しては、同科学技術庁長官の議員会館事務所から相手方に対し、事実無根である旨伝えたのみであると承知している。

また、一及び三について述べたとおり、御指摘の礼状は、議員会館事務所から儀礼上の行為として出したものであり、内容証明郵便が送られてきたことは何ら関係はないと承知している。

〔参照〕

十月十三日議長において、左のとおり議席を指定した。

三三 清水 達雄君

第三号中正誤

ページ 段 行 誤

七 一 終わり

力をまつ

力にまつ

一九 四 一 二

D、マイナス

D マイナス

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五	東京市港区虎ノ門二丁目
二番四号	大蔵省印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
一一〇円	一一五円